

生活保護関係全国係長会議資料

平成 30 年 9 月 4 日（火）

社会・援護局 保護課

目 次

I	重点事項	1
---	------	---

II 一般事項（文書編資料）

第1	生活保護制度の適正な実施等について	25
第2	就労・自立支援の充実について	33
第3	医療扶助・健康管理支援等について	35
第4	平成30年度生活保護基準について	39
第5	生活保護関係調査等について	44
第6	生活保護基準の改定に伴う審査請求について	46
第7	保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて	48
第8	生活保護費支給事務等の適正化について	50

III	参考資料	51
-----	------	----

I 重点事項

生活困窮者等の自立を促進するための 生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

生活困窮者等の一層の自立の促進を図るため、生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化、生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援、児童扶養手当の支払回数の見直し等の措置を講ずるほか、医療扶助における後発医薬品の原則化等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 生活困窮者の自立支援の強化（生活困窮者自立支援法）

(1) 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

- ① 自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的実施を促進
 - ・ 就労準備支援事業・家計改善支援事業を実施する努力義務を創設
 - ・ 両事業を効果的・効率的に実施した場合の家計改善支援事業の国庫補助率を引上げ(1/2→2/3)
- ② 都道府県等の各部署で把握した生活困窮者に対し、自立相談支援事業等の利用勧奨を行う努力義務の創設
- ③ 都道府県による市等に対する研修等の支援を行う事業を創設

(2) 子ども学習支援事業の強化

- ① 学習支援のみならず、生活習慣・育成環境の改善に関する助言等も追加し、「子どもの学習・生活支援事業」として強化
- (3) 居住支援の強化（一時生活支援事業の拡充）
 - ① シェルター等の施設退所者や地域社会から孤立している者に対する訪問等による見守り・生活支援を創設 等

2. 生活保護制度における自立支援の強化、適正化（生活保護法、社会福祉法）

(1) 生活保護世帯の子どもの貧困の連鎖を断ち切るため、大学等への進学を支援

- ① 進学の際の新生活立上げの費用として、「進学準備給付金」を一時金として給付
- (2) 生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助費の適正化
 - ① 「健康管理支援事業」を創設し、データに基づいた生活習慣病の予防等、健康管理支援の取組を推進
 - ② 医療扶助のうち、医師等が医学的知見から問題ないと判断するものについて、後発医薬品で行うことを原則化
- (3) 貧困ビジネス対策と、単独での居住が困難な方への生活支援
 - ① 無料低額宿泊所について、事前届出、最低基準の整備、改善命令の創設等の規制強化
 - ② 単独での居住が困難な方への日常生活支援を良質な無料低額宿泊所等において実施
- (4) 資力がある場合の返還金の保護費との調整、介護保険適用の有料老人ホーム等の居住地特例 等

3. ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進（児童扶養手当法）

- (1) 児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回（4月、8月、12月）から年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）） 等

施行期日

平成30年10月1日（ただし、1. (2)(3)は平成31年4月1日、2. (1)は公布日、2. (2)①は平成33年1月1日、2. (3)は平成32年4月1日、3. は平成31年9月1日※1等）

生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化①

1. 基本理念・定義の明確化

- ・生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化
 - ①生活困窮者の尊厳の保持
 - ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
 - ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じて地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
- ・定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- ・事業実施自治体の各部局（福祉、就労、教育、税務、住宅等）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化。

関係部局との連携強化により、自立相談支援窓口につながない生活困窮者を確実に確保につなげ、適切な支援を実施

3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

- ・事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。
 - （※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の関係機関、民生委員等を想定。
- ・生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

子どもの学習支援事業の強化・居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

1. 子どもの学習支援事業の強化

- 子どもの学習支援事業に加え、以下を担う「子どもの学習・生活支援事業」として強化。
 - 生活困窮世帯における子ども等の生活習慣・育成環境の改善に関する助言
 - 生活困窮世帯における子ども等の教育及び就労(進路選択等)に関する相談に対する情報提供、助言、関係機関との連絡調整

生活困窮世帯の子ども等を取り巻く主な課題

学習面

- ・高校進学のための学習希望
- ・勉強、高校卒業、就労等の意義を感じられない

生活面

- ・家庭に居場所がない
- ・生活習慣や社会性が身についていない

親の養育

- ・子どもとの関わりが少ない
- ・子育てに対する関心の薄さ

上記課題に対し、総合的に対応

子どもの学習・生活支援事業

学習支援

(高校中退防止の取組を含む)

- ・日々の学習習慣の習慣づけ、授業等のフォローアップ
- ・高校進学支援
- ・高校中退防止(定期面談等による細やかなフォロー等) 等



生活習慣・育成環境の改善

- ・学校・家庭以外の居場所づくり
- ・生活習慣の形成・改善支援
- ・小学生等の家庭に対する巡回支援の強化等親への養育支援を通じた家庭全体への支援 等



教育及び就労(進路選択等)に関する支援

- ・高校生世代等に対する以下の支援を強化
- ・進路を考えるきっかけづくりに資する情報提供
- ・関係機関との連携による、多様な進路の選択に向けた助言 等



2. 居住支援の強化(一時生活支援事業の拡充)

- 現行の一時生活支援事業を拡充し、以下の対象者に対し、一定期間、訪問による見守りや生活支援等日常生活を営むのに必要な支援を追加することにより、居住支援を強化。

- ① シェルター等を利用していた人
- ② 居住に困難を抱える人であって地域社会から孤立している人

(※)昨年改正された住宅セーフティネット法(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)とも連携

支援を必要とする人同士や地域住民とのつながりをつくり、相互に支え合うこと(互助)にも寄与することにより、地域で継続的・安定的な居住を確保

生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援

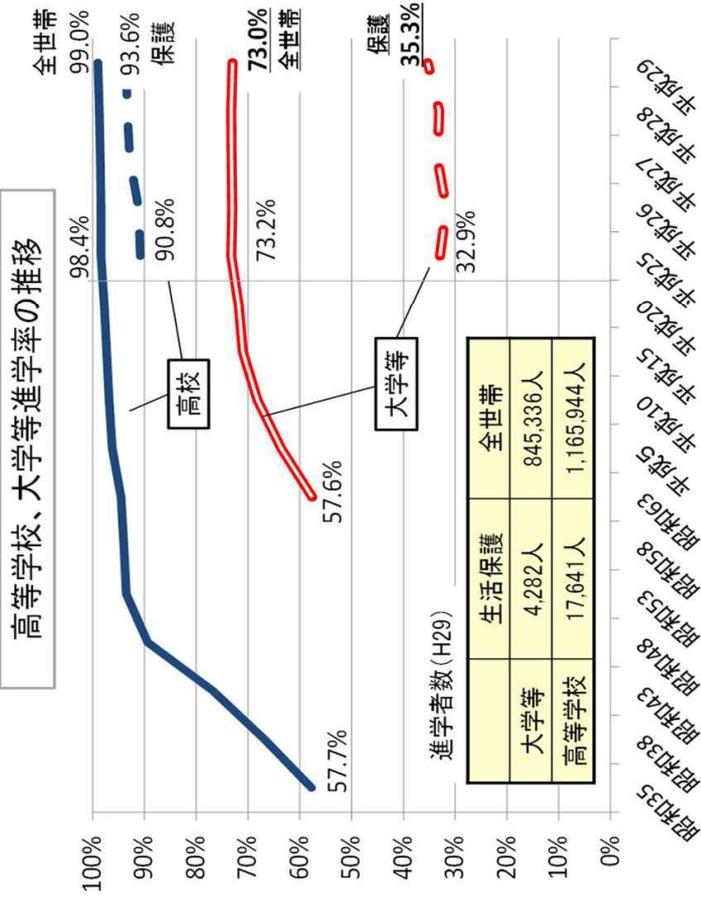
生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低く、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

大学等進学時の一時金の創設

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。
(自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

(参考)大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施

大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を講じる。



東京都23区(1級地の1)母と子2人の3人世帯における
第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

母(40~20歳)、第1子:高校卒業生(18歳)、第2子:高校生(18~15歳)の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	減額しないことに	進学前	進学後	差
生活扶助		18万9,120円	14万5,100円	▲4万4,020円
住宅扶助(上限額)		6万9,800円	6万4,000円	▲5,800円
高等学校等就学費(第2子)		1万600円	1万600円	0
合計		26万9,520円	21万9,700円	▲4万9,820円

(注)金額は平成30年4月1日現在

(参考)第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は22,790円、子2人めは+1,800円)、及び第1子の高等学校等就学費(1人あたり10,600円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。

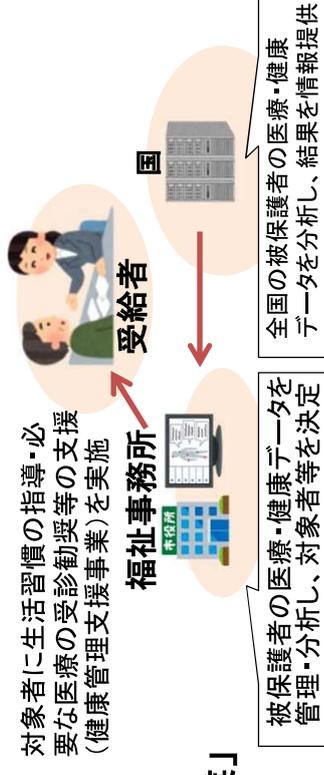
生活習慣病の予防等の取組の強化、医療扶助の適正化

1. 生活習慣病の予防等の取組の強化

生活保護受給者は、医療保険の加入者等と比較して生活習慣病の割合が高いが、健診データ等が集約されておらず、生活習慣病の予防・重症化予防の取組が十分には実施できていない。

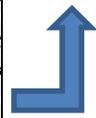


データに基づき、生活習慣病の予防等を推進する「健康管理支援事業」を創設。国は罹患状況等の分析・情報提供等により支援



2. 医療扶助における後発医薬品の使用原則化

○後発医薬品の使用の原則化を法律に規定（生活保護法第34条第3項の改正）



医師等が医学的知見等に基づいて、後発医薬品を使用することができると認められたものについては、原則として、後発医薬品による給付

○後発医薬品使用割合は約7割となっている。

○地方自治体からも、使用割合80%に向けて、さらに取組を進めるためには、後発医薬品の原則化が必要 との意見

○医師等が後発医薬品の使用を可能と認めている等の必要な条件の下で実施

貧困ビジネス対策と単独での居住が困難な方への日常生活支援

1. 無料低額宿泊所の規制強化(貧困ビジネス規制)

- 利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、社会福祉法を改正し、法令上の規制を強化
 - ①無料低額宿泊事業について、新たに事前届出制を導入
 - ②現在ガイドライン(通知)で定めている設備・運営に関する基準について、法定の最低基準を創設
 - ③最低基準を満たさない事業所に対する改善命令の創設

2. 単独で居住が困難な方への日常生活支援

- 生活保護法を改正し、単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活上の支援を提供する仕組みを創設
- ◆福祉事務所が、単独での居住が困難な受給者への日常生活上の支援の実施を、良質なサービスの基準を満たす無料低額宿泊所等に委託可能とする

無料低額宿泊所の現状(平成27年6月)

- 施設数: 537, 入所者数15,600人(うち生保受給者14,143人)
- 居室面積: 7.43㎡未満200施設(43%) [ガイドラインの基準: 7.43㎡以上
7.43~15㎡未満217施設(47%) (住宅扶助面積減額対象: 15㎡以下)]
- 食費、その他の費用(光熱水費、サービス利用料など)を徴収する施設数、平均徴収月額:
 - 食費 453施設(84%) 28,207円
 - その他の費用 469施設(87%) 15,597円

結果として、86%の施設で、被保護者本人の手元に残る保護費が3万円未満

見直しの方向性

①行政庁への届出事後→事前(社会福祉法)

②拘束力のないガイドライン→最低基準の創設(社会福祉法)

規制の強化

面積に応じた住宅扶助費の減額措置の強化

最低基準を満たす無料低額宿泊所(社会福祉住居施設)

無料低額宿泊所等
良質な宿泊所
劣悪な宿泊所

劣悪な宿泊所

調査

③改善命令の創設

事業の制限・停止命令(社会福祉法)

最低基準違反

日常生活上の支援を委託する無料低額宿泊所等の基準の創設(生活保護法)
※都道府県、政令市、中核市が認定

日常生活上の支援を提供する仕組みの創設

日常生活支援住居施設

当該住居に支援を必要とする生活保護受給者(※)が入居した場合、福祉事務所が事業者が日常生活上の支援の実施を委託し、その費用を事業者に交付
※ 単独での居住が困難で、無料低額宿泊所等で日常生活上の支援を受ける必要がある生活保護受給者(福祉事務所が判断)

日常生活上の支援を行わない無料低額宿泊所

児童扶養手当の支払回数の見直し

○ 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

＜現行＞

2018(平成30)年4月支払			8月支払			12月支払					
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月

＜見直し案＞



奇数月の支払に変更

2019(平成31)年4月支払			8月支払			11月支払			2020年1月支払			3月支払		
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

※ 見直しによる最初の支払(2019(平成31)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

＜参考＞ 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (衆議院・平成28年4月20日) 抜粋

○ 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を考慮しつつ、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数を含め、所要の改善措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

＜参考＞ 児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 (参議院・平成28年4月28日) 抜粋

○ 児童扶養手当の支払方法については、地方公共団体における手当の支給実務の負担等を含めた状況を調査するとともに、ひとり親家庭の利便性の向上及び家計の安定を図る観点から、支給回数について隔月支給にすること等を含め、所要の措置を検討すること。また、ひとり親家庭の自立を促す観点から、ひとり親家庭の家計管理の支援を推進すること。

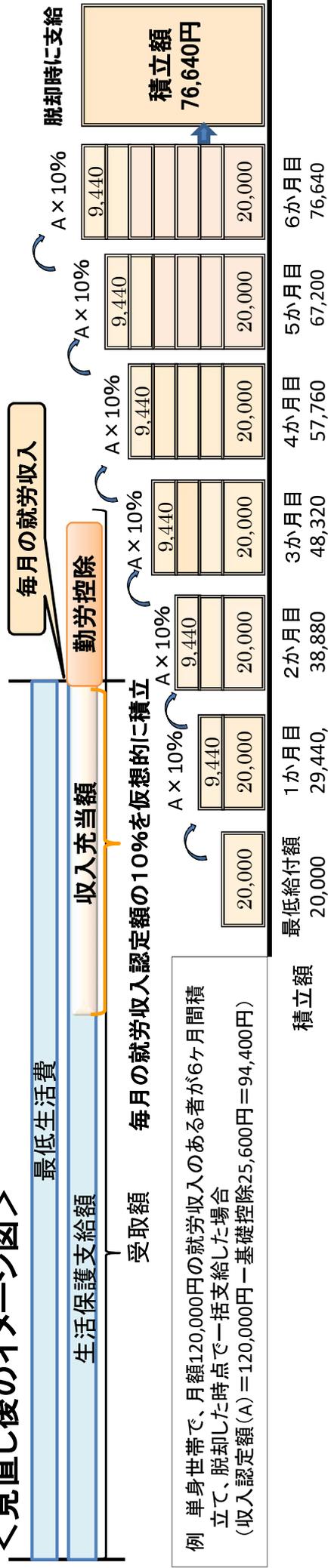
就労自立給付金の見直しについて

- ◎ 就職後すぐに保護廃止となったため仮想積立期間がなかったことなどの理由により、給付金の支給を受けなかった世帯が、就労自立による保護廃止世帯のうち約6割に上るほか、仕組みが複雑であることから、生活保護受給者に対する制度の周知が不十分であるなどの指摘がある。
- ◎ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書では「就労自立給付金について、より効果的・効率的なインセンティブを発揮できるような内容に見直すべきである。」とされていることから、就職後すぐに保護脱却となり就労収入の仮想積立期間がない者も新たに給付対象にした上で、説明や支給額の予見を容易に行えるようにするため積立率を一律(10%)とする。

見直し案

- 積立額の有無によらず、最低給付額を設定(単身世帯:2万円、複数世帯:3万円)
 - 積立率を一律10%に統一
- ※支給要件、支給時期、支給上限額等は変更なし。

<見直し後のイメージ図>



I 就労準備支援事業の実施の推進について

生活困窮者自立支援制度
全国担当者会議 資料2(抜粋)

平成30年7月26日

法律改正等に伴う周知事項

○ 就労準備支援事業の更なる推進【(法律事項)就労準備支援事業の実施の努力義務化及びその適切な実施に係る指針】

事業に取り組みやすくなるよう下記取組の事例について全国的に周知を図る。⇒ 別添1参照

- ・ 就労体験の中での一括実施
 - ・ 障害福祉サービスとのタイアップによる実施
 - ・ 複数自治体による広域的な事業実施
 - ・ 被保護者就労準備支援事業との一体実施
- 年齢要件の撤廃【省令事項】→ 65歳以上の方も含めて事業の積極的な活用をお願いしたい！
- 資産収入要件の見直しについて【省令事項】
- ・ 新たな要件において対象となると考えられる方を積極的に事業へ誘導を！⇒ 別添2参照
 - ・ 現行の第四条第二号要件(都道府県等により当該事業により当該事業による支援が必要とされる場合)の更なる活用を！

事業の実施に係る周知事項(運用の見直し等)

- 事業の定員要件(15名)は撤廃する。
- 就労準備担当者は常勤・専従である必要があることについて通知により明記。
- 責任者については常勤で置く必要があるが専従・常駐である必要がないことについて通知により明記。
- 利用期間(原則1年間)の取り扱いについて
 - ・ 省令上の利用期間(1年間)は現行通り
 - ・ ただし、利用期間については、プランにおける支援期間を経過した時点で、再度アセスメントを行った上で、さらに継続して事業を利用する必要性が認められれば、再プランにより支援を行うことが可能であるため、通知等によりその旨明記する。
- 交通費の取り扱いについて
 - ・ 利用者に直接交通費の支給を行うことは個別給付の取り扱いとなるため困難であるが、車両借上げによる送迎等(※)の対応は可能
 - (※)車両リース料、燃料代、駐車場代、送迎に係る人件費(運転手代)など
- ・ 自立相談・家計改善・就労準備の三事業に一体的に取り組み自治体に対しては、就労に向けた外出を支援する費用(車両借上げによる送迎等)、就労体験先の受入促進に要する費用、就職後の定着支援を行う費用等を基準額に加算。(就労準備支援事業のインセンティブ)

平成30年10月以降における生活保護基準の見直し

■ 一般低所得世帯の消費実態(年齢、世帯人員、居住地域別)との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行う。

- ※ 夫婦子1人世帯(モデル世帯)の基準額は、一般低所得世帯の消費水準と均衡。年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの消費実態と基準額にはばらつき。
- ※ 生活保護基準部会において「世帯への影響に十分配慮」、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていること等を踏まえ、多人数世帯や都市部の单身高齢世帯等への減額影響が大きくならないよう、個々の世帯での生活扶助本体、母子加算等の合計の減額幅を、見直し前の基準から▲5%以内にとどめる。
- ※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階)。

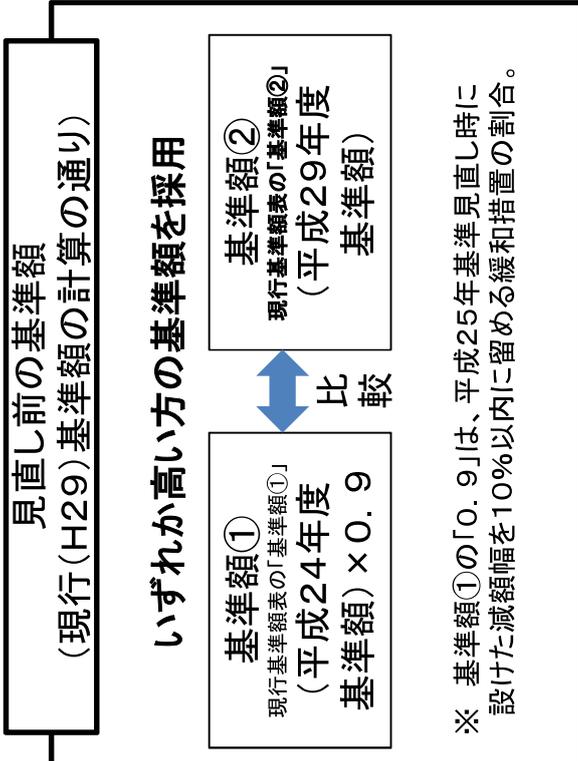
■ 児童養育加算及び母子加算等について、子どもの健全育成に必要な費用等を検証し、必要な見直しを行った上で支給する。

- ・ **児童養育加算**
子どもの自立助長を図る観点から、子どもの健全育成に係る費用(具体的には学校外活動費用)を加算。支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大
現行:月1万円(3歳未満等1.5万円)／中学生まで ⇒ 見直し後:月1万円／高校生まで
※ 見直しは平成30年10月に実施。ただし、3歳未満等の見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階)。
- ・ **母子加算**
子どものいる家庭の消費実態を分析し、ひとり親世帯がふたり親世帯と同等の生活水準を保つために必要となる額を加算
現行:母子(子ども1人)の場合 平均月約2.1万円 ⇒ 見直し後:平均月1.7万円
※ 見直しは段階的に実施(平成30年10月、平成31年10月、平成32年10月の3段階)。
- ・ **教育扶助・高等学校等就学費**
一 クラブ活動費の実費支給化:年額61,800円(金銭給付) ⇒ 年額8.3万円(実費上限)※高校の場合
一 入学準備金(制服等の購入費)の増額:63,200円(実費上限) ⇒ 8.6万円(実費上限)※高校の場合
一 高校受験料支給回数拡大、制服等の買い直し費用の支給
※ 見直しは平成30年10月に実施。

①平成30年10月以降における生活扶助基準額の算出方法の概要

- 平成30年10月以降の生活扶助基準の見直しについては、見直し前の基準額から減額幅を▲5%以内とする緩和措置を行う。
- 平成25年8月の生活扶助基準見直しにおいて、平成24年度基準額から減額幅を▲10%以内とする緩和措置を講じており、一部の世帯では、見直し前の基準額が平成24年度基準額を基に設定されていることを踏まえ、「平成24年度基準額表(基準額①)」と「平成30年10月基準額表(基準額③)」の2つの基準額表を設定した上で、現行の基準額から減額幅▲5%以内に調整を図る経過の加算を設けて、生活扶助基準額を算出する。
- また、生活保護受給世帯への激変緩和措置として、3年間をかけて段階的に基準額を改定を行う。今回の段階的施行は10月を起点として1年間ずつとし、その間の計算方法は以下のとおりである。

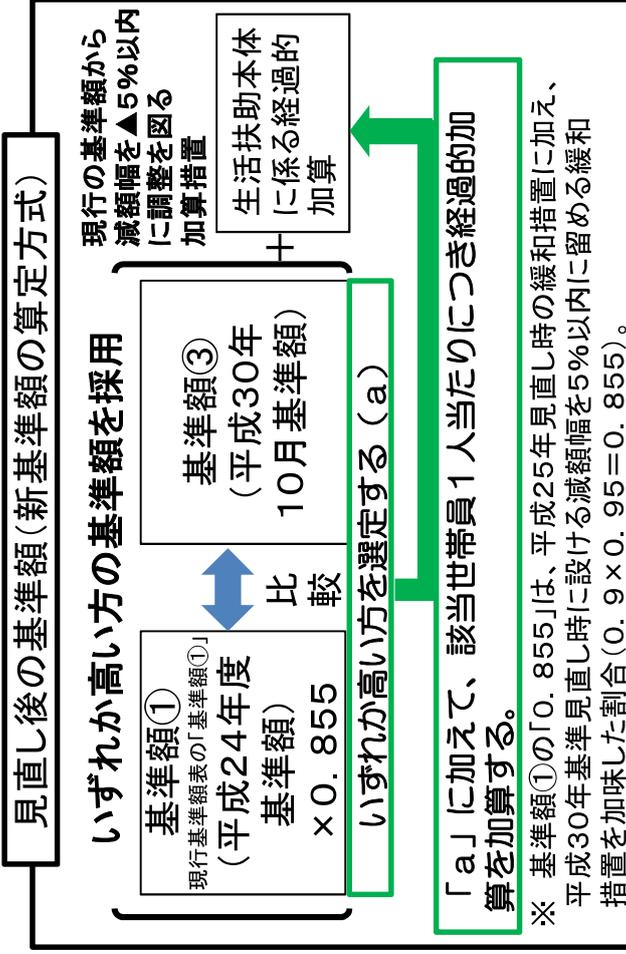
施行1年目(平成30年10月～平成31年9月)



2 - 3
×

+

(注)端数処理は10円未満は切上げる。

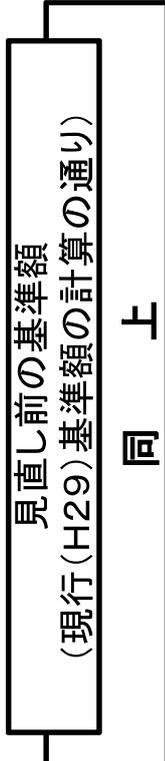


1 - 3
×

1 - 3
×

2 - 3

施行2年目(平成31年10月～平成32年9月)



施行3年目以降(平成32年10月～)

※「見直し前の基準額」の計算は不要。

(注)施行2年目及び3年目以降の基準額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。

平成30年10月の生活扶助基準額表

(月額・円)

生活扶助基準(第1類)													
年齢	基準額①(旧基準(平成24年基準))			基準額②(現行基準(平成29年基準))			基準額③(新基準(平成30年10月基準))						
	1級地-1	2級地-1	3級地-1	1級地-2	2級地-2	3級地-2	1級地-1	2級地-1	3級地-1	1級地-2	2級地-2	3級地-2	
0~2	21,510	20,540	19,570	25,520	24,100	23,540	22,490	21,550	44,010	42,730	40,620	37,810	36,430
3~5	27,110	25,890	24,680	28,690	27,090	26,470	25,290	24,220	44,010	42,730	40,620	37,810	36,430
6~11	35,060	33,480	31,900	32,920	31,090	30,360	29,010	27,790	45,010	43,700	41,550	38,670	37,250
12~17	43,300	41,360	39,400	37,500	35,410	34,580	33,040	31,650	47,090	45,710	43,460	40,460	38,970
18~19	43,300	41,360	39,400	37,500	35,410	34,580	33,040	31,650	46,760	45,390	43,160	40,170	38,700
20~40	41,440	39,580	37,710	36,790	34,740	33,930	32,420	31,060	46,760	45,390	43,160	40,170	38,700
41~59	39,290	37,520	35,750	37,670	35,570	34,740	33,210	31,810	46,760	45,390	43,160	40,170	38,700
60~64	37,150	35,480	33,800	37,320	35,230	34,420	32,890	31,510	46,760	45,390	43,160	40,170	38,700
65~69	37,150	35,480	33,800	37,320	35,230	34,420	32,890	31,510	44,700	43,390	41,260	38,410	36,990
70~74	33,280	32,020	30,280	32,380	30,580	29,870	28,540	27,340	44,700	43,390	41,260	38,410	36,990
75~	33,280	32,020	30,280	32,380	30,580	29,870	28,540	27,340	40,350	39,180	37,250	34,670	33,400

生活扶助基準(第2類)													
人員	基準額①(旧基準(平成24年基準))			基準額②(現行基準(平成29年基準))			基準額③(新基準(平成30年10月基準))						
	1級地-1	2級地-1	3級地-1	1級地-2	2級地-2	3級地-2	1級地-1	2級地-1	3級地-1	1級地-2	2級地-2	3級地-2	
1人	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
2人	1,000	1,000	1,000	0,885	0,885	0,885	0,885	0,885	0,854	0,854	0,854	0,854	0,854
3人	1,000	1,000	1,000	0,835	0,835	0,835	0,835	0,835	0,715	0,715	0,715	0,715	0,715
4人	0,950	0,950	0,950	0,767	0,767	0,767	0,767	0,767	0,601	0,601	0,601	0,601	0,601
5人	0,900	0,900	0,900	0,714	0,714	0,714	0,714	0,714	0,568	0,568	0,568	0,568	0,568

平成30年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算①

○ 平成30年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算の算出方法については、世帯人員毎に定めた経過的加算額の中から、当該世帯員の年齢区分に対応する加算額を世帯員1人当たりにつき加算する。

(計算例)60代後半1人、40代1人、高校生1人の3人世帯であって1級地の1の場合の経過的加算額

→ 「12～17歳」0円＋「41～59歳」1,050円＋「65～69歳」2,240円＝3,290円

(月額・円)

	単身世帯						2人世帯														
	1級地の1		1級地の2		3級地の1		3級地の2		1級地の1		1級地の2		2級地の1		2級地の2		3級地の1		3級地の2		
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	
0～2歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	730	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	910	200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	560	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65～69歳	2,620	1,870	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	2,060	1,380	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

	3人世帯						4人世帯														
	1級地の1		1級地の2		3級地の1		3級地の2		1級地の1		1級地の2		2級地の1		2級地の2		3級地の1		3級地の2		
	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	
0～2歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3～5歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	1,050	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	920	450	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65～69歳	2,240	1,690	560	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	1,250	780	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平成30年10月の生活扶助基準額の見直しに伴う生活扶助本体に係る経過的加算②

(月額・円)

	5人世帯						6人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	4,230	4,080	3,640	0	0	0	3,940	3,850	2,950	0	0	0
3～5歳	2,170	2,110	1,740	0	0	0	1,860	1,850	1,310	470	100	0
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	590	410	0	0	0	0	270	370
60～64歳	560	620	270	1,170	1,380	400	150	210	0	780	990	310
65～69歳	560	620	270	1,170	1,400	1,230	150	210	0	780	1,000	1,100
70～74歳	100	0	0	400	170	0	0	0	0	100	510	0
75歳以上	100	0	0	410	870	420	0	0	0	100	540	250

	7人世帯						8人世帯					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	2,800	2,630	1,480	3,500	3,500	1,370	2,030	1,840	960	2,540	3,210	3,270
3～5歳	1,050	1,110	600	1,710	1,810	2,020	690	700	370	1,130	1,480	1,680
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	230	470	810	0	0	0	0	100	390
65～69歳	0	0	0	230	470	810	0	0	0	0	100	390
70～74歳	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	100	100	0	0	0	0	0	0

	9人世帯						1.0人世帯以降					
	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2	1級地の1	1級地の2	2級地の1	2級地の2	3級地の1	3級地の2
0～2歳	1,630	1,670	870	1,930	2,320	3,070	1,600	1,520	820	1,860	2,280	2,990
3～5歳	600	350	100	590	930	1,420	440	360	0	510	860	1,360
6～11歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12～17歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18～19歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20～40歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41～59歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60～64歳	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0
65～69歳	0	0	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0
70～74歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75歳以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

②平成30年10月以降における児童養育加算及び母子加算の見直しの概要

- 平成30年10月の児童養育加算及び母子加算の見直しについては、生活扶助本体と同様に、3年間をかけて段階的に加算額を改定する。ただし、児童養育加算については、今回の見直しにおいて新たに支給対象となる高校生の加算額は平成30年10月から段階施行を行わずに支給する。
- また、現行の生活扶助本体、児童養育加算及び母子加算の合計した基準額から減額幅を▲5%とする緩和措置を行うこととしており、調整が必要な世帯に対して「児童に係る経過的加算」及び「母子世帯に係る経過的加算」を設けて調整を行う。

児童養育加算

(月額・円)

	施行1年目(H30.10月)	施行2年目(H31.10月)	施行3年目以降(H32.10月～)
3歳以上18歳まで	10,000		
3歳未満			
第3子以降の 小学校修了前	13,300	11,600	10,000

※ ①4人以上の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯、②3人以下の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯(当該児童に居宅以外の基準生活費が算定される場合に限る)、③第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯については、現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要。なため、児童に係る経過的加算を該当する子1人につき別途加算する。

	施行1年目(H30.10月)	施行2年目(H31.10月)	施行3年目以降(H32.10月～)
児童に係る経過的加算	950	2,650	4,250

母子加算

(月額・円)

母子加算 対象者	施行1年目(H30.10月)			施行2年目(H31.10月)			施行3年目以降(H32.10月～)		
	1人目	2人目に 加算する額	3人以上1人 増す毎に 加算する額	1人目	2人目に 加算する額	3人以上1人 増す毎に 加算する額	1人目	2人目に 加算する額	3人以上1人 増す毎に 加算する額
1級地	21,400	2,800	1,600	19,900	3,800	2,200	18,400	4,700	2,800
2級地	19,800	2,600	1,500	18,400	3,500	2,100	17,000	4,300	2,600
3級地	18,400	2,400	1,400	17,100	3,200	1,900	15,800	4,000	2,400

※現行基準額から減額幅を▲5%以内とする調整が必要な世帯に対しては、母子世帯に係る経過的加算を該当世帯に別途加算する(次頁参照)。

(注) 施行2年目及び3年目以降の加算額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。

母子世帯に係る経過的加算

施行1年目(平成30年10月)の加算額

- ① 3人以上の世帯であって、現行の母子加算の対象となる者(※1)が1人のみいる世帯の加算額
(例:三世帯同居の世帯や子2人のうち長子が高校を卒業した3人世帯など)

○ 3人世帯 (月額・円)

母子加算の対象となる者の年齢	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～5歳	1,090	1,090	0	0	0	0
6～11歳	1,090	1,090	1,050	0	0	0
12～14歳	1,090	1,090	1,050	910	580	0
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	1,090	1,090	1,050	910	580	0

○ 4人世帯

母子加算の対象となる者の年齢	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～2歳	1,090	1,090	1,050	1,050	950	0
3～14歳	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950

○ 5人世帯以上

母子加算の対象となる者の年齢	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
0～14歳	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950
15～17歳	0	0	0	0	0	0
18歳以上20歳未満	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950

- ② 養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、母子加算の対象となる者(※1)が2人以下であって、当該母子加算の対象となる者がすべて入院・入所中である場合の加算額

(月額・円)

母子加算の対象となる者が入院・入所(※2)中である場合の人数	1級地1	1級地2	2級地1	2級地2	3級地1	3級地2
1人	1,090	1,090	1,050	1,050	950	950
2人	1,000	1,000	1,050	1,050	1,200	1,200

※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者。
※2 医療型障害児入所施設に限る。

(注) 施行2年目の加算額は施行1年目の加算額の2倍、施行3年目以降の加算額は施行1年目の加算額の3倍を乗じた額とする予定(端数処理の関係で調整があり得ることに留意)。ただし、施行2年目及び3年目以降の加算額は見込みであり、今後の社会経済情勢等により変更があり得る。

平成30年10月以前の生活保護基準額から減額幅を▲5%以内とする緩和措置(経過的加算)の概要

加算の種類	減額幅を▲5%以内とする緩和措置の対象世帯	調整方法
生活扶助本体	年齢、世帯人員、居住地域別の組合せの世帯属性により様々な	世帯人員別に定めた年齢区別の経過的加算を設け、該当する世帯員1人当たりにつき加算する。
児童養育加算	<p>①4人以上の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯</p> <p>②3人以下の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯(当該児童に居宅以外の基準生活費が算定される場合に限る)</p> <p>③第3子以降の「3歳から小学生修了前」の子がいる世帯</p> <p>※ 世帯員全員が居宅の3人以下の世帯であって、3歳未満の子がいる世帯については、生活扶助本体の見直し影響を考慮すると、▲5%を超える減額とはならない。</p>	<p>該当世帯について、対象となる児童1人当たりの加算額を別途設定し、その加算額を加算する。</p>
母子加算	<p>①3人以上の世帯であって、現行の母子加算の対象となる者(※)が1人のみいる世帯</p> <p>②養育に当たる者が在宅者の世帯のうち、母子加算の対象となる者(※)が2人以下であって、当該母子加算の対象となる者がすべて入院・入所中である場合</p> <p>※ 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満の障害者加算対象者。</p>	<p>該当世帯について、加算額を別途設定し、その加算額を加算する。</p>

③平成30年10月以降における教育扶助及び高等学校等就学費の見直しの概要

見直し前の考え方 (H30.9月以前)

	内 容		支給方法
	学用品費	その他の教育費	
基準額	鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーモニカ、笛、裁縫用具、体育用靴等の購入費	遠足、社会見学、展覧会等の校外活動費及び通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	【金銭給付(月額)】 小学校2,210円 中学校4,290円 高 校5,450円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの(副読本の図書、ワークブック、和洋辞典)の購入費		【実費支給】 ※上限設定なし
学習支援費	家庭内学習費用(学習参考書や一般教養図書などの購入費用。ただし、教材代の対象となるものは除く。)、クラブ活動費		【金銭給付(月額)】 小学校2,630円 中学校4,450円 高 校5,150円
入学準備金	ランドセル、学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費(※1回限り)		【実費上限(年額)】 小学校40,600円以内 中学校47,400円以内 高 校63,200円以内
入学 料 ※高校受験	入学料(※1回限り)		公立高校入学料相当額

見直し後の考え方 (H30.10月以降)

見直し内容	
○ 一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて支給額を改定 ※ ハーモニカ、笛といった「楽器購入費」は、「教材代」で対応し、基準額から除外する。	【金銭給付(月額)】 小学校2,600円 中学校5,000円 高 校5,200円
○ 「楽器購入費」を追加	【実費支給】 ※上限設定なし
○ 「クラブ活動費」を対象として、実費支給に転換 ※ 「家庭内学習費用」は、児童養育加算において対応する。	【実費上限(年額)】 小学校15,700円以内 中学校58,700円以内 高 校83,000円以内
○ 一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて支給額を改定 ○ 福祉事務所が必要と認められた場合、入学準備金の対象品目の複数回支給を認める	【実費上限(年額)】 小学校63,100円以内 中学校79,500円以内 高 校86,300円以内
○ 複数回受験をした場合、原則として2校目の支給を認める	入学料相当額 (私立高校含む)

※ 学習支援費における実費支給においては、領収書確認による精算給付だけでなく、クラブ活動にのみかかる必要な費用が事前に確認できる資料(見積書等)をもって、事前給付を可能とする。また、学校で実施するクラブ活動以外にも、一定の要件を満たす活動も給付対象とする。

生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

1. 生活保護基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- ① 国の制度については、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除等)
- ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

2. 個人住民税の非課税限度額等

- 30年度は影響は無い。
- 31年度以降の税制改正において対応を検討
- 非課税限度額を参照しているものは、31年度以降の税制改正を踏まえて対応

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

3. 地方単独事業

- 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自自治体において判断していただくよう依頼

(例: 準要保護者に対する就学援助)

平成30年10月実施の生活保護における学習支援費の運用について

- 生活保護における学習支援費については、これまでの学習参考書の購入(※1)やクラブ活動費用(※2)として毎月定額で金銭給付していたものを、平成30年10月からクラブ活動費用の実費支給による給付として見直すこととしている。

	見直し前(H30.9月以前)【金銭給付(月額)】	見直し後(H30.10月以降)【実費支給(年額)】
小学校	2,630円(年間の支給総額31,560円)	15,700円以内
中学校	4,450円(年間の支給総額53,400円)	58,700円以内
高校	5,150円(年間の支給総額61,800円)	83,000円以内

※1 学習参考書の購入費用については、H30.10月以降、児童養育加算において対応する。

※2 ここでいうクラブ活動とは、主に学校教育活動として実施される小学校におけるクラブ活動や、中学校・高校における部活動である。

クラブ活動の範囲

- クラブ活動については、それぞれの地域や学校によって活動の差が見られることを踏まえ、学校で実施するクラブ活動だけに限定はせず、以下の要件①から③までのすべてを満たす活動についても支給対象として認める。

- ① 地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であること
- ② 当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動であること
- ③ 営利を目的として運営される活動ではないこと

対象費用の範囲

- ①クラブ活動にかかる道具類等の物品の購入費用、②部費、③クラブ活動に伴う交通費、④大会参加費用(参加費、交通費及び宿泊費を含む。)、⑤合宿費用(交通費及び宿泊費を含む。) など

支給手続

事前給付(あらかじめクラブ活動に要する費用が確認できる場合)

- クラブ活動に要する費用が確認できる資料(※)によって事前給付を行い、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、給付後の使途の確認(領収書・レシートの提出)は不要とすることを認める。
- ※ 学校からのお知らせ(クラブ活動に必要な購入品目のリスト、チラシ)やカタログ・パンフレットの提示及び交通ルートの申し出 等
- この支給に当たっては、クラブ活動への参加状況等の確認のため、必要に応じて、福祉事務所と学校・教育委員会等との連携が円滑に図られるよう、厚生労働省から文部科学省に対して協力依頼の通知を发出する。

事後給付(事前に必要額の把握が困難である場合)

- 領収書・レシートによる事後給付とすることも認めるが、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、被保護者からの申し出のみによって支給することを認める。
- クラブ活動の加入の確認
- また、クラブ活動の加入の確認に当たっては、書面を求めるとは不要とし、被保護者からの申し出のみで支給を認める。

※ 施行後、個別具体事例を収集しながら、具体的な活動事例や対象費用等について適宜Q&Aを示していく予定。

II 一般事項

(文章編資料)

第1 生活保護制度の適正な実施等について

1 改正生活保護法の成立

平成 30 年 2 月に国会に提出した生活保護法改正案を含む「生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案」については、平成 30 年 6 月 1 日に可決成立、6 月 8 日に公布されたところである（平成 30 年法律第 44 号）。改正生活保護法の主な施行時期については、以下のとおりである。

（公布日（平成 30 年 6 月 8 日））※平成 30 年 1 月 1 日まで遡及適用

- ・進学準備給付金の支給（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条の 5）

（平成 30 年 10 月 1 日）

- ・後発医薬品の使用原則化（生活保護法第 34 条第 3 項）
- ・資力がある場合の返還金債権の破産法（平成 16 年法律第 75 号）上の偏頗行為否認の例外化、同債権の保護費との調整（生活保護法第 77 条の 2、78 条の 2）
- ・介護保険適用の有料老人ホーム等に係る居住地特例（生活保護法第 19 条第 3 項）
- ・都道府県による援助（生活保護法第 81 条の 2）
- ・生活困窮者自立支援制度に係る情報提供等（生活保護法第 81 条の 3）
- ・自立支援医療費に係るレセプトの情報提供義務（生活保護法別表第 1）

（平成 32 年 4 月 1 日）

- ・無料低額宿泊所の規制強化（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 68 条の 2 等）
- ・単独での居住が困難な生活保護受給者に対し、サービスの質が確保された施設において、必要な日常生活支援を提供する仕組みの創設（生活保護法第 30 条第 1 項ただし書き）

（平成 33 年 1 月 1 日）

- ・健康管理支援事業の創設（生活保護法第 55 条の 8）
- ・健康管理支援事業の実施に資するための国による調査分析等（生活保護法第 55 条の 9）

2 進学準備給付金の支給等について

「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」については子どもの貧困対策の指標として設定されているが、平成 29 年 4 月時点で 35.3%であり、全世帯の 73.0%と比較して低い状況である。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書では、「生活保護費の中から大学等への進学後の費用を貯蓄することは認められておらず、進学直後に必要となる様々な費用を進学前からあらかじめ用意することが困難であるという生活保護世帯特有の事情もある」との指摘がなされ、「生活保護制度特有の事情が障壁になることがないよう、制度を見直すべき」とされている。

これを踏まえ、生活保護法を改正し、大学等に進学した場合に新生活立ち上げ費用として一時金を支給する「進学準備給付金」制度を創設したところであり、公布日（平成 30 年 6 月 8 日）から施行されている。

進学準備給付金（以下「給付金」という。）については、平成30年1月1日から遡及適用することとしており、今春高等学校等を卒業した者についても、要件を満たす場合は支給対象となる。各自治体におかれては、支給対象者に確実に給付金の支給が行われるよう、支給対象者に改めて給付金の周知を図るとともに、申請書様式の配布や必要書類の説明など申請手続に関する支援をお願いしたい。なお、給付金の支給状況については、各都道府県・指定都市・中核市宛てに現在調査を依頼しているので、引き続きご協力をお願いしたい。

加えて、現在高等学校等に在籍している者については、卒業後の進路選択の参考としていただくため、3年生に限らず2年生以下の者も含めて給付金の周知リーフレット等を活用した上で、制度の周知をお願いしたい。

なお、リーフレットとは別に、生活保護世帯の中学生や高校生が進路を選択するにあたって必要となる情報や受けることができる支援策等について、地方自治体の職員から子ども本人や保護者等に対して周知する際に活用いただける冊子の作成を検討している。

3 生活保護法第 63 条に基づく返還金の保護費との調整

従来、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、生活保護法第 63 条に基づき、受けた保護費の範囲で保護の実施機関が定める額を

返還することとしていたが、この返還金については、保護費との調整を行う規定が存在しなかったことから、被保護者が金融機関への口座振込等を行う手間や、振り込み忘れ等による返還金の回収漏れが生じるなど、被保護者と保護の実施機関の双方に負担が生じているという課題があった。

このため、生活保護法第 78 条の 2 を改正し、保護の実施機関は被保護者が保護金品の一部を、生活保護法第 77 条の 2 による徴収金に充てる旨を申し出た場合で、保護の実施機関が当該被保護者の生活維持に支障がないと認めた場合は、保護金品の交付をする際に、当該申出に係る徴収金を徴収することができることとした。

なお、この取扱いは、平成 30 年 10 月 1 日以降に支払われた保護費に係る徴収金について適用されるものであるので留意されたい。

また、保護費と調整できる返還金の範囲については、保護の実施機関の調査が不十分等であること等により、資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護の決定を誤り不当に高額な保護費を支払った場合等保護の実施機関の責めに帰すべき事由により不当に保護費を支給した場合は含まれないので留意されたい。

おって、被保護者による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出については、徴収金の決定がされた際に、当該申出の趣旨及び取扱いについて説明し、必要事項を記載させた書面の提出を求めることとされたい。特に、申出書の提出は任意の意思に基づくものであり、提出を強制するものではないことに十分留意し、申出後に被保護者から当該申出の取消しについて意思表示された場合は、その旨を記載した書面等の提出を求めた上で、申出の取消しを認めることとされたい。

4 有料老人ホーム等における居住地特例について

生活保護制度では、ケースワーカーによる訪問調査等を通じて被保護者の生活実態を把握し、必要な助言・指導を行うことにより保護の決定・実施を行う必要があることから、居住地又は現在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うのが原則である。

一方、被保護者が日常生活上の世話・生活指導を受ける施設に入所する場合には、施設所在地を所管する自治体に財政負担が集中しないように、入所前の居住地又は現在地を所管する実施機関が保護の実施責任を負うという居住地特例を設けている。

平成 30 年 10 月 1 日から、この居住地特例の対象に有料老人ホーム、養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（いずれも特定施設入所者生活介護又は介護予防特定施設入所者生活介護を行うものに限る。）を含めることとしたので留意されたい。

5 無料低額宿泊所等の見直しについて

無料低額宿泊所やいわゆる「無届け施設」の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に生活保護受給者等を住ませ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設が存在すると指摘されている。現行の無料低額宿泊所に対する規制は、「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設の設備及び運営について」（平成 15 年 7 月 31 日社援発第 0731008 号厚生労働省社会・援護局長通知）により一人当たりの面積や構造設備等の基準が示されているが、法令に規定されているものではなく、これを担保するための行政庁の処分権限が実効的ではないなどの課題がある。

他方、単身での生活が困難な生活困窮者等に対して、一定の日常生活上の支援を行いながら地域での生活を可能としている無料低額宿泊所等も存在している。しかし、この日常生活における支援を制度上評価する仕組みがない。

こうした課題を踏まえて、今般、社会福祉法を改正し、いわゆる「貧困ビジネス」への規制の強化を図るとともに、生活保護法の改正により、単独での居住が困難な方への日常生活上の支援の仕組みを創設している。

まず、規制の強化については、改正後の社会福祉法において、同法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する無料低額宿泊事業など住居の用に供するための施設を設置して行う第二種社会福祉事業を「社会福祉住居施設」と定義した上で、

- ① 社会福祉住居施設を經營しようとする場合の事前届出制の導入
- ② 社会福祉住居施設に係る設備や運営等に関する事項について、法律に基づく最低基準の創設
- ③ 社会福祉住居施設が②の最低基準を満たさない場合の改善命令の創設

を行っている。

他方、単独での居住が困難な方への日常生活上の支援については、改正後の生活保護法において、無料低額宿泊所等であって、厚生労働省令で定める要件に該当すると都道

府県知事（指定都市及び中核市にあっては、その市長）が認めたものを「日常生活支援住居施設」と位置づけた上で、単独での居住が困難と認められる生活保護受給者が当該住居施設に居住している場合、福祉事務所が当該住居施設の運営事業者に支援を委託し、委託に要する費用を支弁できる仕組みを創設することとしている。

社会福祉住居施設及び日常生活支援住居施設にかかる規定の施行日は平成32年4月1日となっており、各都道府県・指定都市・中核市においては、施行日までに社会福祉住居施設の基準を定める条例を制定する必要があることから、平成31年度中に制定作業を行っていただくようお願いする。なお、条例で定める基準の標準又は参酌基準となる省令など、制度の詳細については、今後、事業者や地方自治体等の関係者で構成する検討会を設置して検討を行うことを予定しているため、ご承知おき願いたい。

また、現在、各都道府県・指定都市・中核市宛てに、無料低額宿泊事業を行う施設の状況に関する調査を依頼している。この調査結果については、無料低額宿泊事業の運営の実態を把握するとともに、社会福祉住居施設及び日常生活支援住居施設に関する検討を行う際の基礎資料ともなるため、ご承知の上、ご協力をいただきたい。

6 学習支援費の実費支給について

教育扶助及び生業扶助として支給している学習支援費については、これまで、家庭内学習費用やクラブ活動費に充てるものとして、毎月一定額を生活保護世帯に支給してきたところであるが、今般、制度の見直しを行い、平成30年10月1日から学習支援費の対象をクラブ活動費に限定するとともに、これまでの月単位の定額支給から、実際にかかった費用に応じた実費支給とすることとした。

併せて、支給対象となるクラブ活動については、学校で実施するクラブ活動に限定されるものではなく、地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動や、ボランティアの一環として行われる活動も含めることとしている。

また、生活保護の実施機関における学習支援費の支給事務にあたって、クラブ活動に必要な物品等を生活保護世帯が先に購入して領収書等の提出を受けた後に支給する事後給付の方法のみならず、学校等から提供されるパンフレットやクラブ活動の案内等により必要な費用が事前に確認できる場合は、物品等の購入前に必要額を支給する事前給付の方法も可能としている。

クラブ活動費用の事前支給の手続きを簡便かつ円滑に行う観点から、クラブ活動に必要な費用の申請の際に使用するための様式例も作成したのでご活用いただきたい。

また、リーフレット例などを参考に、生活保護世帯に対して、保護費の変更決定通知書の送付、窓口への来所及び家庭訪問などの機会を活用し、学習支援費の支給方法が変わることについて周知いただきたい。

さらに、日頃のケースワークにおいて生活保護世帯のクラブ活動の状況を把握するよう努めていただくとともに、生活保護世帯に対して、クラブ活動に必要な費用が生じる場合は、できる限り事前に相談するよう助言指導を行うなど、学習支援費の申請が漏れなく行われるよう配慮されたい。

あわせて学習支援費の支給事務にあたり、必要に応じて、保護の実施機関から学校等に対して、学校で実施されるクラブ活動への参加状況等を確認する場面が想定されるところであるが、保護の実施機関と学校等との連携が円滑に図られるよう、文部科学省に対して、今回の学習支援費の見直し内容や、生活保護の実施機関から問合せがある可能性について各学校や教育委員会等へ周知いただくよう協力依頼を行い、それを受けて文部科学省より各都道府県教育委員会等に対して、所管又は所轄の学校等に対して周知するよう通知されているので、ご了知いただくとともに、管内の実施機関に対して、この旨周知いただき、学習支援費の支給事務が滞りなく行われるよう配慮されたい。

7 高校生のアルバイト収入の申告漏れについて

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会や生活保護制度に関する国と地方の実務者協議において、高校生のアルバイト収入の申告漏れに関しては、本人が収入申告義務をよく理解していない場合や、本人に悪気がない場合があり、子どもの自立への意欲を削がないような対応に見直すべきとの意見があった。

このため、平成30年4月から、不正受給の意思の確認にあたっては世帯主及び世帯員の病状や家庭環境等を考慮することとし、収入申告義務の理解が極めて困難であり、適正に収入申告が行われなかったことがやむを得ない場合には、不正受給ではない生活保護法第63条に基づく費用返還として取り扱うことができることとしているので、ご了知願いたい。

8 大学就学中の住宅扶助を減額しない措置

平成 30 年 4 月から、大学等進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居している場合は、大学等に通学している間に限り、進学している者も含めた人員により住宅扶助の限度額を適用して差し支えない旨の措置を講じている。

対象となる世帯は、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 1 の 5 に基づき世帯分離されている者が同居する世帯であるが、平成 30 年 4 月時点において前年度から引き続き世帯分離されて大学等に通学している者が同居する世帯も対象に含まれるのでご了承願いたい。

また、住宅扶助の限度額について、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成 27 年 4 月 14 日社援発 0414 第 9 号厚生労働省社会・援護局長通知）の 3 の経過措置を現に適用されている世帯において、大学等に進学する者を局長通知第 1 の 5 に基づき世帯分離する場合にあっては、当該経過措置を引き続き適用して差し支えないこととしている旨申し添える。

9 一時扶助における家具什器費の見直しについて

生活保護制度では、日常生活に必要な生活用品については、保護費のやり繰りによって計画的に購入していただくこととしているが、①保護開始時に持ち合わせがない場合、②災害により喪失し、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）等他制度からの措置がない場合、③犯罪等により被害を受け、生命身体の安全確保のために新たに転居する場合で持ち合わせがない場合などの特別な事情がある場合に限り、一時扶助として家具什器費の支給を認めているところである。

近年、熱中症における健康被害があることを踏まえ、平成 30 年 7 月 1 日からこの家具什器費に冷房器具を加えたところであるが、実施機関の担当者がこの取扱いを承知していない旨の指摘があった。

このため、管内の実施機関に対して改めて改正内容の周知徹底をお願いするとともに、各実施機関においては、各担当者に改正内容が伝わるよう配慮いただきたい。

なお、特別な事情がない生活保護世帯においては、従来どおり毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具等の購入費用を賄うこととなるが、必要に応じて家計管理への助言指

導や社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用の紹介など、適切なケースワークに努められたい。

10 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

平成30年3月に東京都目黒区で発生した5歳（当時）女児が虐待を受けて亡くなった児童虐待事案を受け、増加する児童虐待に対応するため、本年7月20日に「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられ、児童虐待防止対策と生活困窮家庭やひとり親家庭に対する支援の緊密な連携を図ることとされた。

具体的には、

- ① 生活保護のケースワーカーや母子・父子自立支援員、生活困窮者自立支援制度の支援員等が、虐待の端緒を把握した場合には、児童相談所や市町村の児童虐待対応の担当部署等へ速やかに連絡すること。
- ② 児童虐待に係る調査や相談の中で、経済的困窮状態を把握した場合は、生活困窮者自立支援窓口に連絡すること。

といった連携を図ることとされているので、ご了知願いたい。

第2 就労・自立支援の充実について

1 就労自立給付金の見直しについて

就労自立給付金については、平成28年度では10,451件の活用実績があり、受給者へのアンケートでは約6割が給付金制度により就労意欲が変化したと回答する等、一定の効果을あげているとみられる。他方で、就職後すぐに保護廃止となったため仮想積立期間がなかったことなどの理由により、給付金の支給を受けなかった世帯が、就労自立による保護廃止世帯のうち約6割に上るほか、仕組みが複雑であることから、生活保護受給者に対する制度の周知が不十分であるなどの指摘があり、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の報告書では「就労自立給付金について、より効果的・効率的なインセンティブを發揮できるような内容に見直すべきである。」とされたところである。

そのため、平成30年10月1日から、より効果的・効率的なインセンティブとなるよう、以下のとおり、就職後すぐに保護脱却となり就労収入の仮想積立期間がない者も新たに給付対象にした上で、積立率の統一を行うこととした。

今回の改正により、就労や増収によって保護が廃止となった者が申請すれば一定額以上を原則受給できるため、各自治体においては生活保護受給者に対して、事前に給付金の周知に努め保護脱却を働きかけるとともに、安定した職業に就いたこと等により保護を必要としなくなる場合は、給付金の申請等について助言するなど、被保護者の申請が確実に行われるよう支援していただきたい。

【見直し内容】

- ・仮想積立期間の有無によらず、最低給付額を設定（単身世帯：2万円、複数世帯：3万円）
- ・積立率を一律10%とする

2 被保護者就労準備支援事業について

被保護者就労準備支援事業は、就労意欲が低い者や基本的な生活習慣に課題を有する者など就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者に対し、就労意欲の喚起や一般就労に向けた日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行う事業であり、平成27年4月から実施していただいているところである。

これまで、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業と一体的な実施を推奨していたが、平成 30 年 10 月 1 日から、被保護者就労準備支援事業についても、生活困窮者自立支援制度の就労準備支援事業と同様の改正を予定しているところである。また、今般の改正で新設された生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「困窮者法」という。）第 7 条第 5 項の規定に基づき、厚生労働大臣が公表する生活困窮者就労準備支援事業等の適切な実施等に関する指針（案）でも、就労準備支援事業と被保護者就労準備支援事業との一体実施を推進することとしていることから、より一体的な実施に積極的に努めていただきたい。

【就労準備支援事業の主な改正】

- ・事業の定員要件（15 名）は撤廃。
- ・利用期間（原則 1 年以内）について、プランにおける支援期間を経過した時点で、再度アセスメントを行った上で、さらに継続して事業を利用する必要性が認められれば、再プランにより支援を行うことが可能であることを通知に明記。

3 生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について

困窮者法に基づく自立相談支援事業の相談者について、生活保護が必要であると判断される場合には、福祉事務所と連携を図りながら適切に生活保護につなぐことが必要である。

同時に、生活保護から脱却した者等が必要に応じて困窮者法に基づく事業を利用することも考えられるため、本人への継続的な支援という観点も踏まえ、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度とを連続的に機能させていくことが重要である。特に、被保護者家計相談支援事業を受けていた者については、保護脱却後も引き続き生活困窮者の事業の対象者として支援を受けることが望ましい。

この点については、今回成立、公布した困窮者法、生活保護法の一部改正法においても、相互に対象者への情報提供等の措置を講じる旨の規定を盛り込み、平成 30 年 10 月 1 日から施行される。

については、改正予定の「生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連携について」（平成 27 年 3 月 27 日社援保発 0327 第 1 号・社援地発 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長・地域福祉課長連名通知）に基づき、対象者の情報共有などを通じて適切な支援を改めて願います。

また、支援を必要とする生活困窮者、生活保護受給者に対して連続的な支援が可能となるよう、地域の実情に応じて両制度に基づく事業の一体的実施にも努められたい。

第3 医療扶助・健康管理支援等について

1 後発医薬品の使用原則化について

生活保護制度における後発医薬品の使用促進については、医療扶助における後発医薬品の使用割合の目標として、2017年央までに75%、2018年度までに80%を掲げている。

生活保護制度では、着実にその使用割合は増加しているところであり、平成29年6月時点で、医療全体よりも使用割合が高くなっている。しかしながら、さらに取組を進めるためには、運用ではなく制度的対応として、後発医薬品の原則化が必要との要望が出されていた。

こういった状況を踏まえ、今般、生活保護法第34条第3項を改正し、生活保護制度においては、医師又は歯科医師（以下「医師等」という。）が医学的知見に基づき使用を認めている場合に限り、後発医薬品の使用を原則化することとしたものである。

後発医薬品の使用原則化については、平成30年10月1日に施行されるが、これに併せ、①「指定医療機関医療担当規程」（昭和25年厚生省告示第222号）、②「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）及び③「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」（昭和48年5月1日社保発第87号厚生省社会局保護課長通知）を改正し、また、④「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて」（平成25年5月16日社援保発0516第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）を廃止し、新たな通知を発出することとしている。それぞれの概要は下記の通りである。

①について

指定医療機関の医師等、また、指定医療機関である薬局の薬剤師について、医師等が後発医薬品を使用することができると認めた場合について、原則として、後発医薬品により医療の給付を行うことと定める。

②について

次の事項について地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準として定める。

ア 一般名処方又は銘柄名処方であって後発医薬品の使用を可能とする処方となされた場合は、下記の通りの取扱いとなるので、指定医療機関及び被保護者に対して周知すること。

- ・原則として後発医薬品が使用されることとなること
- ・指定医療機関に在庫がない場合や、後発医薬品が先発医薬品よりも高価な場合は、先発医薬品を使用することもあり得るものであること（その場合、以降は後発医薬品を使用できるよう体制整備に努めること）
- ・医師等が後発医薬品の使用を可能と判断しているにもかかわらず、先発医薬品の使用を希望する患者に対しては、指定医療機関において説明を行い、理解を求めること

イ 上記アの指定医療機関による説明を受けてもなお先発医薬品の給付を希望する患者に対しては、福祉事務所においても、制度について改めて説明を行い、理解を求めること。

③について

取扱の細則について地方自治法第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく処理基準として定める予定であること。

④について

「生活保護の医療扶助における後発医薬品に関する取扱いについて（課長通知）」は廃止されるが、当該通知で策定を依頼している「後発医薬品使用促進計画」については、記載事項を変更して引き続き策定すべきことを新たな通知の中でお示しする予定である。今後は、医師等が後発医薬品の使用が可能と判断した場合は原則として後発医薬品が使用されることになることから、患者に対する使用促進指導は不要となるが、指定医療機関における在庫状況によって後発医薬品の使用状況に差が生じる可能性があることから、実態把握をした上で取組を進める観点から、計画の策定を求めることになる予定である。

また、指定医療機関及び被保護者に対する制度周知の方法に関しては、既に保護課医療係より発出している事務連絡の通りであるので、添付している様式を参考に作成したリーフレットを使用する等により、適切に実施されたい。

2 被保護者健康管理支援事業の創設について

生活保護受給者の約 8 割以上が何らかの疾病により医療機関を受診しており、糖尿病、高血圧症、又は脂質異常症のいずれかに罹患する者が、受診者の約 4 分の 1 を占めるなど、医療を必要とする受給者が多い。また、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）

による健診受診率は約10%となっており、適切な食事習慣や運動習慣を確立している世帯の割合も一般世帯より低い。このように、生活保護受給者は健康上の課題を抱える者が多いにもかかわらず、健康に向けた諸活動が低調な状況にある。

現役世代については、医療機関の受診率が医療保険よりも高い傾向にあるが、一方、子どもについては医療保険よりも低い場合もあり、適切な受診の促進が求められる。さらに、経済的な暮らし向きにゆとりがない家庭の子どもは、適切な食習慣や運動習慣、生活習慣が確立されておらず、肥満や虫歯など健康への影響が出ていることが指摘されている。

このため、平成28年7月から平成29年5月にかけて「生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会」を開催し、生活習慣病の重症化予防のみならず、予防的観点も含めた生活保護受給者の健康管理支援の在り方を検討してきた。

今般、生活保護法の改正により「被保護者健康管理支援事業」が創設され、平成33年1月から必須事業として施行される。具体的な実施方法等については、ワーキンググループを設置して検討してきたところであり、近日中に各自治体の試行用のマニュアルを配布する予定であるため、ご承知おき願いたい。

なお、本事業の円滑な実施に向け、今年度においても「生活習慣病の医療機関未受診者の支援と頻回受診者の適正受診指導の強化」及び「子どもとその養育者への健康生活支援モデル事業」として試行することが可能であるが、平成31年度においても、準備を行う自治体に対しては、モデル事業として予算措置できるよう、現在、予算要求中である旨、申し添える。

3 生活保護法別表第一(第29条関係)への自立支援医療費に関する情報の追加について

精神通院医療等の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立支援医療は、生活保護における医療扶助に優先するものであるが、現在、生活保護受給者が自立支援医療を受けた場合は、その情報について、福祉事務所では網羅的には把握できていない。

しかしながら、被保護者健康管理支援事業の実施に当たっては、生活保護受給者の医療全体の状況を把握する必要があることから、今般、生活保護法別表第一を改正し、生活保護法第29条第2項に基づき福祉事務所からの求めがあった場合に官公署に回答義務が課せられる情報に、自立支援医療費に関する情報を追加したものであり、これは平

成30年10月1日に施行される（自立支援医療費に関する情報の内容としては、診療報酬請求書及び診療報酬明細書並びに調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に記載された情報となることとして省令の改正を予定している。）。

自立支援医療の診療報酬明細書の中から生活保護受給者のものを抽出する際の手順等については、今後お示しする予定であるので、ご承知おき願いたい。

第4 平成30年度生活保護基準について

1 生活保護基準の検証結果について

生活保護基準については、定期的に検証を行うこととしており、検証に当たっては、社会保障審議会生活保護基準部会を設け、5年に1度実施される全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証することとしている。

平成29年の検証では、主に生活扶助基準と有子世帯の扶助・加算を中心に検証を行い、平成29年12月に同部会の報告書が取りまとめられた。

① 生活扶助基準について

生活扶助基準の検証については、平成26年に実施された全国消費実態調査を基礎データとして用いて、現行の基準額と一般低所得世帯の消費水準との比較を行った。

その結果、モデル世帯として設定した夫婦子1人世帯の基準額は、一般低所得世帯（年収階級第1・十分位）の消費水準と均衡していることを確認した。一方、年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの基準額と消費実態に乖離が見られた。

② 有子世帯の扶助・加算について

有子世帯に対する扶助・加算については、給付の根拠が不明確との指摘があり、子どもの貧困対策の観点から踏まえて、生活保護制度で保障すべき子どもの健全育成に係る費用の範囲・水準について検証を行った。

ア 児童養育加算

児童養育加算については、当該加算が子どもの教養文化的経費や健全育成に資する経費等の特別の需要に対応して設定されていた経緯や、子どもの貧困対策を踏まえ、一般低所得世帯との均衡だけでなく、子どもがいる世帯全体の平均的費用に対応する観点から、子どもの健全育成にかかる費用に着目して検証を行った。

具体的には、生活保護世帯において学校外活動の費用が十分に捻出できるよう、一般低所得世帯と中位階層の学校外活動費用の水準を比較したところ、1万円の差が確認された。

イ 母子加算

母子加算については、ひとり親世帯のかかり増し費用に着目して、ひとり親世帯がふたり親世帯と同程度の生活水準で暮らすために必要な費用の検証を行った。

具体的には、ふたり親（子1人）世帯について、一定割合の社会的費用（変動的

経費)が確保されていると認められる生活水準(支出に占める固定的経費の割合が急激に上昇する点)で暮らす場合における生活扶助相当支出額を算出した上で、ひとり親(子1人)世帯が同程度の固定的経費の割合で暮らす場合における生活扶助相当支出額を推計して、その差額を求めることにより、ひとり親世帯のかかり増し費用を推計した。

ウ 教育扶助・高等学校等就学費

教育扶助及び高等学校等就学費については、義務教育や高等学校等の就学に必要な費用が十分に賄われているかという観点から、それぞれ平均的な学校教育にかかる費用を検証した。

2 生活保護基準の見直しについて

生活保護基準の見直しについては、1の生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、以下のとおり見直しを行う。

① 生活扶助基準について

生活扶助基準の見直しについては、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図り、生活扶助基準の見直し(増減額)を行うこととしているが、生活保護基準部会において、「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」と指摘されていること等を踏まえ、多人数世帯や都市部の単身高齢世帯等への減額影響が大きくなるように、個々の世帯での生活扶助費、母子加算及び児童養育加算の合計の減額幅を現行基準から▲5%以内にとどめる緩和措置を講ずることとしている。

また、生活保護世帯への周知や地方自治体におけるシステム改修に要する期間を考慮して、平成30年度については10月から実施することとした上で、激変緩和のために、3年間をかけて段階的に実施することとしている。

② 有子世帯の扶助・加算について

ア 児童養育加算

児童養育加算の見直しについては、現行の児童手当と同額とする基準を改め、子ども1人に対して一律月額1万円を支給するとともに、支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大することとする。

イ 母子加算

母子加算の見直しについては、ひとり親世帯がふたり親世帯と同程度の生活水準で暮らすために必要な費用として推計した生活扶助相当支出額(平均約 13 万円)と、実データから算出したひとり親(子 1 人)世帯の生活扶助相当支出額(平均約 11.3 万円)との差額を考慮して、平均月額約 1.7 万円を加算額とする改定を行うこととする。

ウ 教育扶助・高等学校等就学費

教育扶助及び高等学校等就学費の見直しについては、学習支援費については、毎月の金銭給付を改め、年額上限を設けた上でクラブ活動費の実費支給を行う方法とするとともに、入学準備金の増額や高校受験料の支給回数の拡大(原則 2 回)等の見直しを行うこととする。

エ 施行時期

アからウまでの施行時期については、今回の生活扶助基準の施行時期とあわせて平成 30 年 10 月から実施することとしている。アのうち加算額が減額となる対象者及びイについては、激変緩和のために、3 年間をかけて段階的に実施することとしている。

③ 生活保護世帯への周知について

今般の生活保護基準の見直しに伴い、生活保護世帯への説明に際して活用いただくことを目的として、生活保護基準の見直しや進学準備給付金の創設の内容を記載したリーフレットの例を作成している。このリーフレットの例などを参考に、生活保護世帯に対して、保護費の変更決定通知書の送付、窓口への来所及び家庭訪問などの機会を活用し、今般の生活保護基準の見直し等の内容について周知をお願いしたい。

3 生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響

生活保護基準の見直しに伴う他制度への影響については、平成 30 年 1 月 19 日の閣僚懇談会において、政府の対応方針として、

① 国の制度については、生活保護と同様の給付を行っているような制度を除き、生活保護基準額が減額となる場合に、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないよう対応することを基本的な考え方とすること

② このほか、個人住民税の非課税限度額等については、平成 30 年度の影響はなく、

平成 31 年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応を検討すること

- ③ さらに、地方自治体で独自に実施している事業については、地方自治体に対して国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断していただくよう依頼すること

について確認したところである。

それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分に考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないようにするなど、各府省、地方自治体と協力しながら今後、対応していくこととしている。

また、上記の対応方針を踏まえた事務連絡を平成 30 年 6 月 19 日付けで、厚生労働省から各自治体宛に周知するとともに、広範かつ確実に周知がなされるよう、関係各省庁に対しても、各自治体の関係部局に内容を周知するよう依頼を行ったところであり、生活保護担当部局においても関係部局と連携の上、自治体内部での幅広い周知をお願いしたい。

さらに、従前より、保護の廃止の際の要否判定においては、実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要及び以後特別な事由が生じない限り保護を必要としない生活が維持できるか否かを判断することとしていることから、廃止後に生じうる各種税・保険料、医療費の一部負担なども考慮した上で判定することとしている。

このため、国民健康保険や後期高齢者医療制度に限らず、介護保険、自立支援医療等をも含む、保険料・自己負担金等（軽減後）を負担してもなお、今後の生活を維持できるか十分配慮した上で、生活保護の廃止を行うことに改めて留意願いたい。

4 その他の扶助基準について

ア 住宅扶助基準

住宅扶助基準のうち住宅維持費については、物価の動向を勘案し、平成 30 年 10 月に所要の改定を行う。

イ 出産扶助基準

出産扶助基準のうち施設分べん及び居宅分べんの基準については、実態料金等を勘案し、平成 30 年 10 月に所要の改定を行う。

ウ 生業扶助基準

生業扶助基準のうち技能修得費（高等学校等就学費を除く。）については、物価の動向を勘案し、平成 30 年 10 月に所要の改定を行う。

エ その他

重度障害者加算、重度障害者家族介護料、重度障害者他人介護料及び放射線障害者加算については、他制度における改定を踏まえ、重度障害者加算及び重度障害者家族介護料は平成 30 年 7 月に所要の改定を行い、重度障害者他人介護料及び放射線障害者加算は平成 30 年 4 月に所要の改定を行った。また、勤労控除のうち新規就労控除については、物価の動向を勘案し、平成 30 年 10 月に所要の改定を行う。

第5 生活保護関係調査等について

1 家庭の生活実態及び生活意識に関する調査の実施について

家庭の生活実態及び生活意識に関する調査については、平成28年に実施したところであるが、次回の調査を平成31年に実施することとしており、本調査の実施を通じて、一般世帯及び生活保護世帯の生活実態等を調査し、今後の生活保護基準の検証や制度の見直しに係る基礎資料とするものである。

本調査は、一般世帯と生活保護世帯につき、それぞれ別に調査を行うこととしており、

① 一般世帯は、平成31年に実施する国民生活基礎調査（所得票）の後続調査

② 生活保護世帯は、当課で毎年実施している社会保障生計調査の後続調査

として、いずれも7月に実施する予定としている。

特に、平成31年度に社会保障生計調査の実施をお願いする自治体においては、通常の7月分の社会保障生計調査に加え、本調査を実施することになるため、多大なご負担をおかけすることになるが、調査が円滑に行われるようご協力をお願いするとともに特段のご配慮をお願いしたい。

また、一般世帯への調査については、平成31年の国民生活基礎調査（所得票）の調査客体に対して実施することから、ほぼ全ての自治体に調査の実施をお願いすることになるので、その旨ご承知おき願いたい。

なお、調査内容等の詳細については、今後改めてお知らせすることとしているので、併せてご承知おき願いたい。

2 生活保護業務データシステムの改修について

被保護者調査については、月次調査は毎月のデータを、年次調査（基礎調査・個別調査）は7月末日現在のデータを、それぞれ生活保護業務データシステムに登録していただいているところである。

現在、生活保護業務データシステムについては、厚生労働省において、

① 住宅扶助の代理納付の有無及び介護医療院に係る項目を調査項目として追加する

② 平成31年5月に予定されている新元号の施行に対応する

ための改修を今年度中に実施することとしており、これらの改修に伴う仕様等の内容については既にお知らせしているところである。

については、各地方自治体においては、来年度以降の調査の実施に支障のないよう、「生活保護基幹事務システム」の改修を今年度中に行っていただくようお願いしたい。

3 レセプト電子データ匿名化ツールの改修について

医療扶助実態調査については、レセプト管理システムから抽出したデータを匿名化等した上で提出していただいているところである。

今年度から、レセプトデータに個人情報であるカタカナ氏名が追加され、データのレイアウトが変更になったことにより、現在、厚生労働省から提供しているレセプト電子データ匿名化ツール（以下「匿名化ツール」という。）では対応できない状況となっているところである。

このため、現在、匿名化ツールの改修を実施しており、改修後の匿名化ツールを11月末頃に配付する予定である。

この対応に伴い、今年度の医療扶助実態調査については、レセプトデータの提出期限を延期したところであり、先般、その旨連絡しているところであるが、11月末頃の匿名化ツールの配付にあわせ、提出期限を年内とする予定であるので、ご了解おき願いたい。

第6 生活保護基準の改定に伴う審査請求について

1 審査請求の報告について

平成30年10月から段階的に実施する生活扶助基準の改定等に伴う保護変更決定処分
の取消しを求める審査請求の提起件数について、その状況を把握する必要があることか
ら、今後、都道府県に対して、当該改定に伴う審査請求の提起件数について毎月報告い
ただく予定としているので、ご了解願いたい。

2 審査請求の受付及び送付について

保護の決定処分に対する審査請求に関して、審査請求人が都道府県知事宛ての審査請
求書を処分庁に対して提出した場合、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第21
条に基づき、処分庁は、当該審査請求の審査庁となるべき都道府県知事に、当該審査請
求書を送付しなければならないとされている。

その際、審査請求期間の計算のため、提出日が明らかとなるよう、直接持ち込まれた
場合は、持ち込まれた日付の受領印を押印し、郵送の場合は封筒を同封して送付されたい。

すなわち、審査請求期間の計算については、処分庁に審査請求書を提出した時に、処
分についての審査請求があったとみなされることから、審査請求の提起日は、処分庁の
窓口へ直接提出された場合には、提出日、郵送で処分庁へ提出された場合には、封筒の
消印日となるためである。

さらに、厚生労働大臣宛ての再審査請求について、処分庁及び審査庁に対して提出し
た場合も、同様の処理を行った上で、速やかに当課宛てに送付いただきたい。

上記取扱いについては、改めてご理解いただくとともに、管内福祉事務所に周知して
いただくようお願いする。

(参考) 行政不服審査法 (平成26年法律第68号) (抄)

(処分庁等を経由する審査請求)

第21条 審査請求をすべき行政庁が処分庁等と異なる場合における審査請求は、処分庁等を経由してすることができる。この場合において、審査請求人は、処分庁等に審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第19条第2項から第5項までに規定する事項を陳述するものとする。

2 前項の場合には、処分庁等は、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第29条第1項及び第55条において同じ。）を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない。

第7 保護の処分等に関する訴訟の取扱いについて

1 訴訟提起等の報告について

生活保護法に規定する第一号法定受託事務に関する訴訟は、判決の内容如何によつて、生活保護法や保護の実施要領等の解釈及び運用に影響を及ぼすことがあり得ることから、地方自治体や法務省、所管の法務局（又は地方法務局）と当課が連携しつつ、迅速に対応していくことが必要である。

そのため、地方自治法に定める第一号法定受託事務について、地方自治体の行政庁を当事者とする訴訟が提起された場合は、「国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律」（昭和22年法律第194号。以下「権限法」という。）第6条の2の規定により、当該地方公共団体は、直ちにその旨を法務大臣（法務局・地方法務局）に報告しなければならないとされている。

これを受け、地方自治体が、生活保護法第84条の4の別表に掲げる第一号法定受託事務に関する訴訟が提起された場合、権限法の規定に基づき、所管の法務局長又は地方法務局長へ報告し、訴訟の進め方について相談するとともに、併せて都道府県及び当課への報告をお願いしているところであるが、訴訟の提起及び訴訟経過の報告がないため、当課において適時適切に助言ができず、行政庁敗訴判決に至るケースが散見される。

そのため、「生活保護法に基づく保護の決定、実施に係る事務に関する訴訟の取扱いについて」（平成7年3月29日社援保第78号厚生省社会・援護局保護課長通知）により、遅滞なく訴訟状況の報告をするよう周知徹底しているところである。

また、訴訟の報告については、訴状が提起された時点だけでなく、期日が行われる毎に提出された書面とともに、期日でのやりとりを記録したものを当課へ提出し、さらに、判決及び判決確定までの随時報告までを求めているので、遅延なきようご留意いただきたい。

特に、生活保護基準の改定に伴う保護変更決定処分の取消しを求める訴訟が提起された場合は、提起されるとの情報や、訴訟代理人からの当事者照会などの訴訟に関連する照会などがあつた場合も含めて、速やかに当課に一報いただくとともに、緊密な連携をお願いしたい。

なお、当課に対しては、上記権限法第6条の2の規定に基づく報告に加え、国家賠償法（昭和22年法律第125号）に基づく国家賠償請求訴訟についても報告していただき

たい。

これらの取扱いについて、都道府県におかれてはご理解いただき、併せて管内福祉事務所に対して周知徹底願いたい。

(参考) 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）（抄）

第6条の2 地方公共団体の行政庁を当事者とする第一号法定受託事務に関する訴訟が提起されたときは、当該地方公共団体は、法務大臣に対し、直ちに、その旨を報告しなければならない。

2 法務大臣に対する訴訟の実施請求について

権限法第7条第1項の規定に基づき、地方自治体が被告となっている訴訟であって、国の利害に係るものについては、法務大臣に対し、法務局又は地方法務局の職員に訴訟活動を行わせることを請求することができるものとされているところである。

今後、地方自治体を被告とした生活保護法の処分の取消し等を求める抗告訴訟が提起された場合においては、同項に基づき、所管の法務局（又は地方法務局）に対して、訴訟の実施請求を行っていただくとともに、必要に応じて、当課へご相談いただくようお願いしたい。

(参考) 国の利害に係る訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）（抄）

第7条 地方公共団体、独立行政法人その他政令で定める公法人は、その事務に関する訴訟について、法務大臣にその所部の職員でその指定するものに当該訴訟を行わせることを求めることができる。

第8 生活保護費支給事務等の適正化について

生活保護費の支給等事務の適正実施に当たっては、「現業員等による生活保護費の詐取等の不正防止等について」（平成21年3月9日社援保発第0309001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）により、管内実施機関に対する指導をお願いしているところである。

本年度においても、複数の自治体において職員による生活保護費の領得や事務懈怠等の不祥事案が発生しているところであるが、こうした事案は、生活保護行政に対する国民の信頼を損なうものであり、上記通知の趣旨を踏まえ、適正化に向けた指導を徹底していく必要がある。

不祥事案が発生している実施機関における事務の実施状況を見ると、日常の現業事務に係る審査や進行管理等の組織的運営管理体制に問題があり、組織的な手順や仕組み、職階毎の役割等が不明確であるなど組織としてのチェック機能や牽制機能が働いていないといった、経理事務の事務処理に課題がある場合が多い。

本年度の国の監査においても、一部の実施機関において、現業員等の事務の範囲、保護金品の支給及び返還金・徴収金の管理、現業員等の現金の取扱い手順や決裁権者等を明確にした事務処理規程等が整備されていないなど、経理事務に係る不正事案の未然防止の観点から現行の事務処理に脆弱性があることが認められている。

また、一時扶助に係る申請書について文書管理簿等が整備されていない、または活用が不十分であることにより、申請処理に係る組織的な管理体制に脆弱性があるなど、保護の変更決定漏れや決定遅延等について、現業員等による事務懈怠事案の発生防止の観点から、保護申請書受理簿等の整備や申請書類の保管方法のルール化、申請処理に係る職階毎の役割や責任の明確化による重層的なチェック体制の構築が必要な実施機関も認められている。

詐取等の不正事案や事務懈怠の発生防止の観点からも、これらの点について管内実施機関における取扱いの実態を踏まえた具体的な指導が重要であることを十分に認識の上、管内実施機関に対する指導の徹底をお願いする。

なお、こうした現状に鑑み、上記通知の改正を予定しているので了知されたい。

III 參考資料

○ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>(実施機関)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する次の各号に掲げる介護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。</p> <p>一 居宅介護（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）（特定施設入居者生活介護（同項に規定する特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。） 居宅介護を行う者</p> <p>二 施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。） 介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）</p> <p>三 介護予防（第十五条の二第五項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）（介護予防特定施設入居者生活介護（同項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護をいう。）に限る。） 介護予防を行う者</p> <p>4 ～ 7 (略)</p>	<p>(実施機関)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）に限る。）を介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十七項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。</p> <p>4 ～ 7 (略)</p>

<p>(医療扶助の方法)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができるものと認められたものについては、原則として、後発医薬品によりその給付を行うものとする。</p> <p>4 ～ 6 (略)</p> <p>第七十七条の二 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けた者があるとき（徴収することが適当でないときとして厚生労働省令で定めるときを除く。）は、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、第六十三条の保護の実施機関の定める額の全部又は一部をその者から徴収することができる。</p> <p>2 前項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。</p> <p>第七十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費又は進学準備給付金費を支弁した都道府県又は</p>	<p>(医療扶助の方法)</p> <p>第三十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものと認められたものについては、被保護者に対し、可能な限り後発医薬品の使用を促すことによりその給付を行うよう努めるものとする。</p> <p>4 ～ 6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第七十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 偽りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部</p>
--	---

は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前条第二項の規定は、前三項の規定による徴収金について準用する。

第七十八条の二 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行ふものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

2 第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3 前二項の規定により第七十七条の二第一項又は前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該保護金品（第一項の申出に係る部分に限る。）の交付又は当該就労自立給付金（前項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

（都道府県の援助等）

を、その者から徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 前三項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

第七十八条の二 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行ふものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該保護金品の一部を、前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

2 支給機関は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる徴収金の納入に充てる旨を申し出たときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に対して就労自立給付金を支給する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

3 前二項の規定により前条第一項の規定による徴収金が徴収されたときは、当該被保護者に対して当該保護金品（第一項の申出に係る部分に限る。）の交付又は当該就労自立給付金（前項の申出に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

第八十一条の二 都道府県知事は、市町村長に対し、保護並びに就労自立給付金及び通字準備給付金の支給に関する事務の適正な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、前項に規定するもののほか、市町村長に対し被保護者就労支援事業の効果的かつ効率的な実施のため、必要な助言その他の援助を行うことができる。

（情報提供等）

第八十一条の三 保護の実施機関は、第二十六条の規定により保護の廃止を行うに際しては、当該保護を廃止される者が生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者に該当する場合には、当該者に対して、同法に基づく事業又は給付金についての情報の提供、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（新設）

（新設）

別表第一（第二十九条関係）

一〇五（略）	（略）
六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 この法律による保護の決定及び実施又は就労自立給付金若しくは通字準備給付金の支給に関する情報 二〇五（略） 六 生活困窮者自立支援法による生活困窮者住居確保給付金の支給に関する情報

別表第一（第二十九条関係）

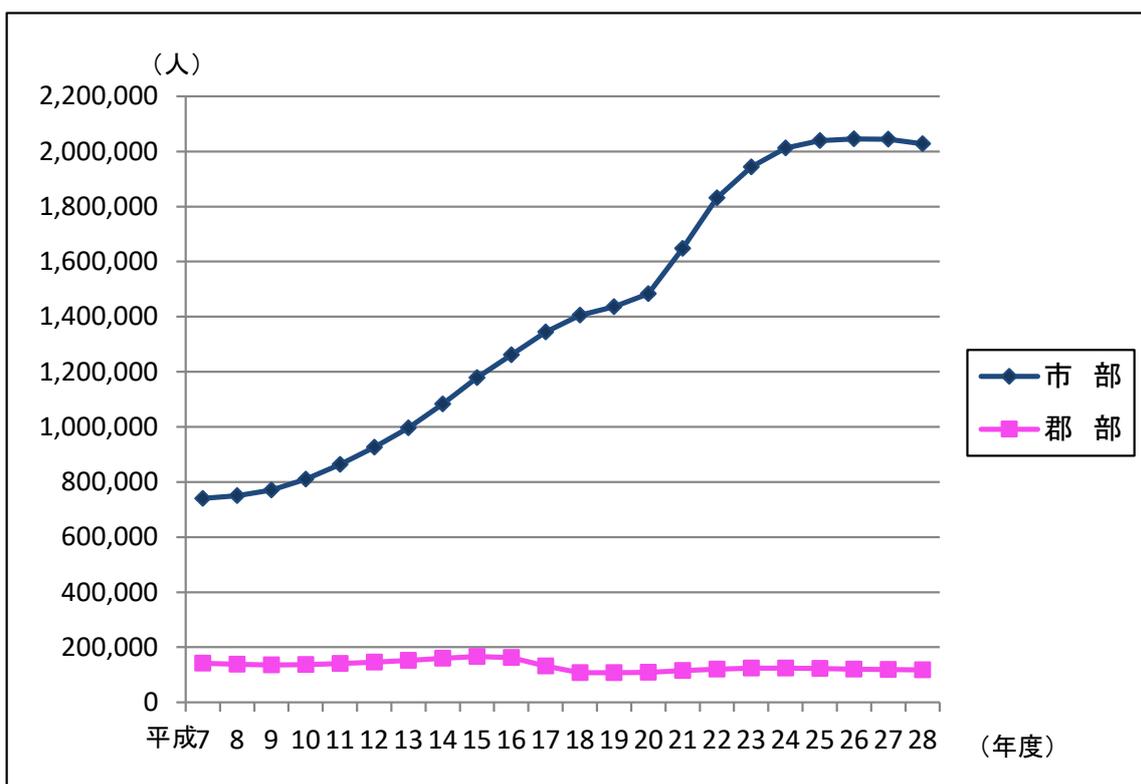
一〇五（略）	（略）
六 都道府県知事、市長又は福祉事務所を管理する町村長	次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの 一 この法律による保護の決定及び実施又は就労自立給付金の支給に関する情報 二〇五（略） 六 生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）による生活困窮者住居確保給付金の支

七 都道府県知事又は市町 村長	次に掲げる情報であつて厚生労働 省令で定めるもの 一・二 (略) 三 障害者の日常生活及び社会生 活を総合的に支援するための法 律による自立支援医療費の支給 に関する情報
八〇十五 (略)	(略)
備考 (略)	

七 都道府県知事又は市町 村長	次に掲げる情報であつて厚生労働 省令で定めるもの 一・二 (略) (新設)
八〇十五 (略)	(略)
備考 (略)	

給に関する情報

市部・郡部別被保護人員の年次推移



	総 数	市 部	郡 部
	人	人	人
平成7年度	882,229	740,365	141,864
8	887,450	749,724	137,726
9	905,589	770,050	135,539
10	946,994	809,882	137,111
11	1,004,472	864,079	140,394
12	1,072,241	926,434	145,806
13	1,148,088	996,085	152,003
14	1,242,723	1,083,142	159,581
15	1,344,327	1,178,016	166,311
16	1,423,388	1,261,038	162,351
17	1,475,838	1,344,391	131,447
18	1,513,892	1,405,999	107,893
19	1,543,321	1,435,824	107,497
20	1,592,620	1,483,332	109,288
21	1,763,572	1,647,827	115,745
22	1,952,063	1,831,371	120,692
23	2,067,244	1,943,604	123,641
24	2,135,708	2,012,206	123,502
25	2,161,612	2,038,960	122,653
26	2,165,895	2,045,355	120,540
27	2,163,685	2,044,321	119,364
28	2,145,438	2,028,040	117,398

資料：被保護者調査（月次調査（平成23年度以前は福祉行政報告例））

都道府県・指定都市・中核市別保護率

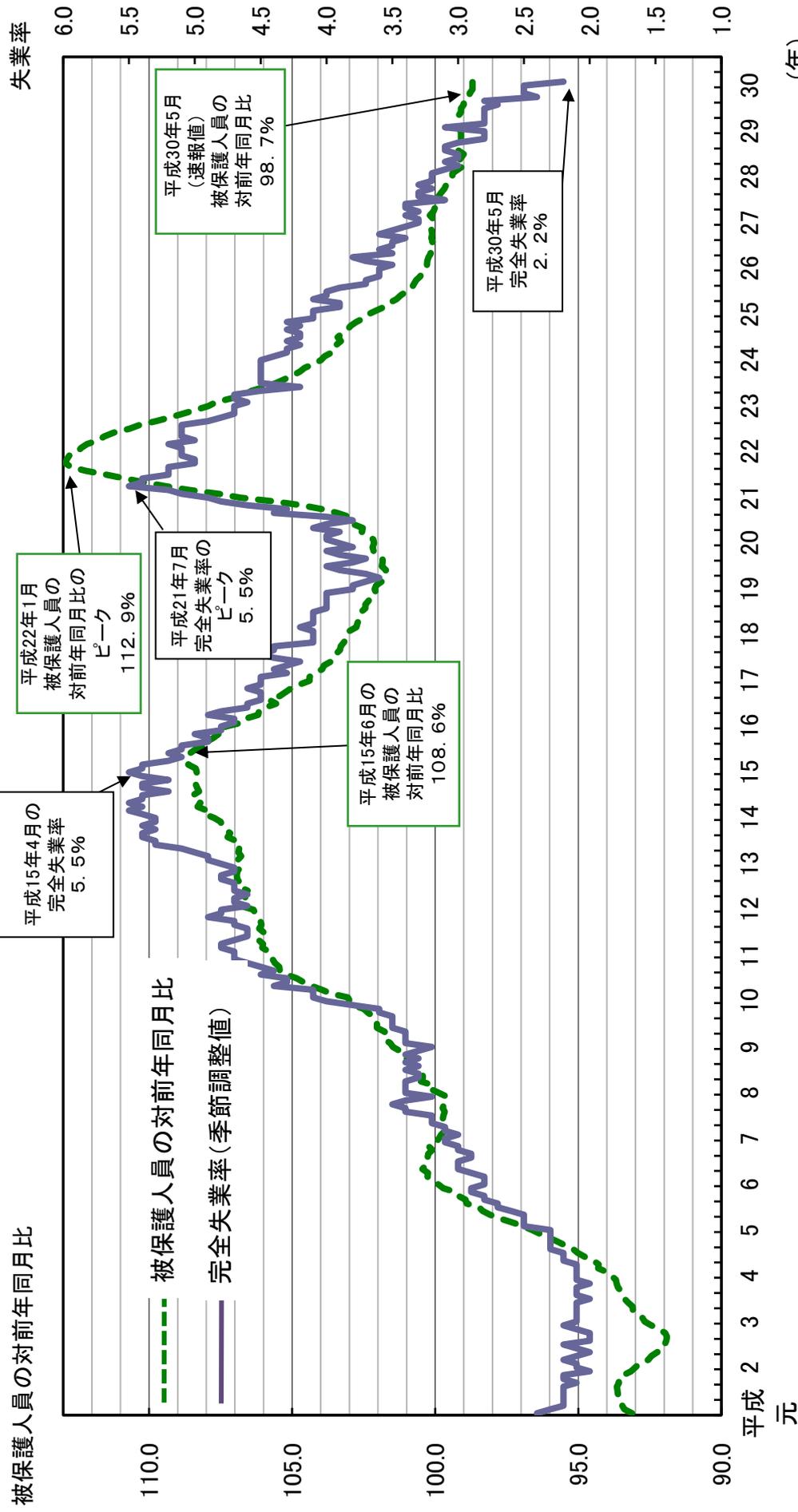
		平成28年度		
		%		
全 国		1.69		
大 阪 市		5.35	福 山 市	1.44
大 函 館 市		4.63	福 船 橋 市	1.41
尼 崎 市		4.06	秋 田 県	1.39
東 大 阪 市		3.99	宮 崎 県	1.37
那 覇 市		3.89	京 都 府	1.34
旭 川 市		3.86	鳥 取 県	1.33
札 幌 市		3.77	横 須 賀 市	1.32
高 知 市		3.72	奈 良 県	1.31
神 戸 市		3.11	埼 玉 県	1.29
長 崎 市		3.10	静 岡 市	1.28
堺 市		3.09	川 越 市	1.27
京 都 市		3.08	神 奈 川 県	1.25
青 森 市		3.05	大 津 市	1.23
福 岡 市		2.83	い わ き 市	1.20
青 森 県		2.62	千 葉 県	1.19
豊 中 市		2.62	越 谷 市	1.19
鹿 児 島 市		2.59	前 橋 市	1.17
和 歌 山 市		2.57	愛 媛 県	1.10
北 九 州 市		2.49	柏 市	1.07
松 山 市		2.44	和 歌 山 県	1.04
北 海 道		2.41	山 口 県	1.02
福 岡 県		2.41	山 郡 山 市	0.97
熊 本 市		2.24	佐 賀 県	0.96
宮 崎 市		2.22	兵 庫 県	0.95
広 島 市		2.21	熊 本 県	0.95
佐 世 保 市		2.21	浜 松 市	0.94
久 留 米 市		2.19	金 沢 市	0.94
大 阪 府		2.17	茨 城 県	0.93
東 京 都		2.16	三 重 県	0.93
奈 良 市		2.16	高 崎 市	0.91
沖 縄 県		2.15	岩 手 県	0.90
川 崎 市		2.15	栃 木 県	0.89
名 古 屋 市		2.13	島 根 県	0.87
千 葉 市		2.11	広 島 県	0.86
高 知 県		1.97	宮 城 県	0.84
八 戸 市		1.97	山 梨 県	0.84
枚 方 市		1.97	長 野 市	0.83
相 模 原 市		1.94	香 川 県	0.82
横 浜 市		1.90	福 島 県	0.78
岡 山 市		1.89	岡 山 県	0.73
徳 島 県		1.87	山 形 県	0.69
八 王 子 市		1.83	滋 賀 県	0.69
大 分 市		1.83	静 岡 県	0.67
高 槻 市		1.74	群 馬 県	0.62
秋 田 市		1.73	新 潟 県	0.62
呉 市		1.70	豊 橋 市	0.61
下 関 市		1.70	愛 知 県	0.59
大 分 県		1.69	豊 田 市	0.58
宇 都 宮 市		1.68	福 井 県	0.53
西 宮 市		1.68	岡 崎 市	0.52
姫 路 市		1.66	長 野 県	0.48
仙 台 市		1.64	石 川 県	0.46
盛 岡 市		1.63	富 山 市	0.43
岐 阜 市		1.63	岐 阜 県	0.34
長 崎 県		1.59	富 山 県	0.27
さいたま市		1.59		
鹿 児 島 県		1.57		
倉 敷 市		1.53		
高 松 市		1.49		
新 潟 市		1.47		

資料:平成28年度被保護者調査(月次調査)

注)都道府県の数値は、指定都市及び中核市分を除いたもの。

※保護率の高い順である。

被保護人員の対前年同月比と完全失業率の月次推移



資料：被保護者調査〔月次調査、平成29年4月以降は速報値（平成23年度以前は福祉行政報告例）〕、労働力調査（総務省）

世帯類型別被保護世帯数の年次推移

年度	世帯類型別被保護世帯数					世帯類型別指数(平成7年度=100)					世帯類型別構成割合				
	総世帯数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	その他の世帯	総世帯数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	その他の世帯	総世帯数	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	その他の世帯
平成7年度	600,980	254,292	52,373	252,688	41,627	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	42.3	8.7	42.0	6.9
8	612,180	264,626	51,671	254,449	41,434	101.9	104.1	98.7	100.7	99.5	100.0	43.2	8.4	41.6	6.8
9	630,577	277,409	52,206	258,558	42,404	104.9	109.1	99.7	102.3	101.9	100.0	44.0	8.3	41.0	6.7
10	662,094	294,680	54,503	267,582	45,329	110.2	115.9	104.1	105.9	108.9	100.0	44.5	8.2	40.4	6.8
11	703,072	315,933	58,435	270,778	50,184	117.0	124.2	111.6	108.2	112.6	100.0	44.9	8.3	40.1	7.1
12	750,181	341,196	63,126	276,484	55,240	124.8	134.2	120.5	110.3	124.7	100.0	45.5	8.4	40.2	7.4
13	803,993	370,049	68,460	281,519	61,930	133.8	145.5	130.7	113.3	134.8	100.0	46.0	8.5	40.1	7.7
14	869,637	402,835	75,097	287,339	67,403	144.7	158.4	143.4	120.3	145.9	100.0	46.3	8.6	40.0	8.3
15	939,733	435,804	82,216	295,283	74,489	156.4	171.4	157.0	130.7	156.6	100.0	46.4	8.7	40.1	9.0
16	997,149	465,680	87,478	302,418	81,148	165.9	183.1	167.0	140.5	166.2	100.0	46.7	8.8	40.3	9.4
17	1,039,570	451,962	90,531	272,547	107,259	173.0	177.7	172.9	156.4	173.9	100.0	43.5	8.7	41.3	10.3
18	1,073,650	473,838	92,609	272,170	109,847	180.6	186.3	176.8	166.3	180.6	100.0	44.1	8.6	41.7	10.2
19	1,102,845	497,665	92,910	269,080	111,282	183.5	195.7	177.4	174.4	183.5	100.0	45.1	8.4	42.0	10.1
20	1,145,913	523,840	93,408	269,362	121,570	190.7	206.0	178.4	183.5	190.7	100.0	45.7	8.2	42.0	10.6
21	1,270,588	563,061	99,592	289,166	171,978	211.4	221.4	190.2	206.0	211.4	100.0	44.3	7.8	41.6	13.5
22	1,405,281	603,540	108,794	308,150	227,407	233.8	237.3	207.7	206.0	233.8	100.0	42.9	7.7	41.2	16.2
23	1,492,396	636,469	113,323	319,376	253,740	248.3	250.3	216.4	206.0	248.3	100.0	42.6	7.6	41.4	17.0
24	1,551,707	677,577	114,122	297,458	284,902	258.2	266.5	217.9	206.0	258.2	100.0	43.7	7.4	41.4	18.4
25	1,583,919	719,625	111,520	282,301	288,055	263.6	283.0	212.9	206.0	263.6	100.0	45.4	7.0	41.5	18.2
26	1,604,083	761,179	108,333	267,887	280,612	266.9	299.3	206.8	206.8	266.9	100.0	47.5	6.8	41.6	17.5
27	1,621,356	802,811	104,343	252,731	271,833	269.8	315.7	199.2	206.8	269.8	100.0	49.5	6.4	41.7	16.8
28	1,628,465	837,029	98,884	237,945	262,975	271.0	329.2	188.8	206.8	271.0	100.0	51.4	6.1	41.8	16.1
平成30年5月 (速報値)	1,629,970	880,195	87,314	196,716	215,623	271.2	346.1	166.7	206.8	271.2	100.0	54.0	5.4	42.1	15.3

注1)保護停止中の世帯を除く。

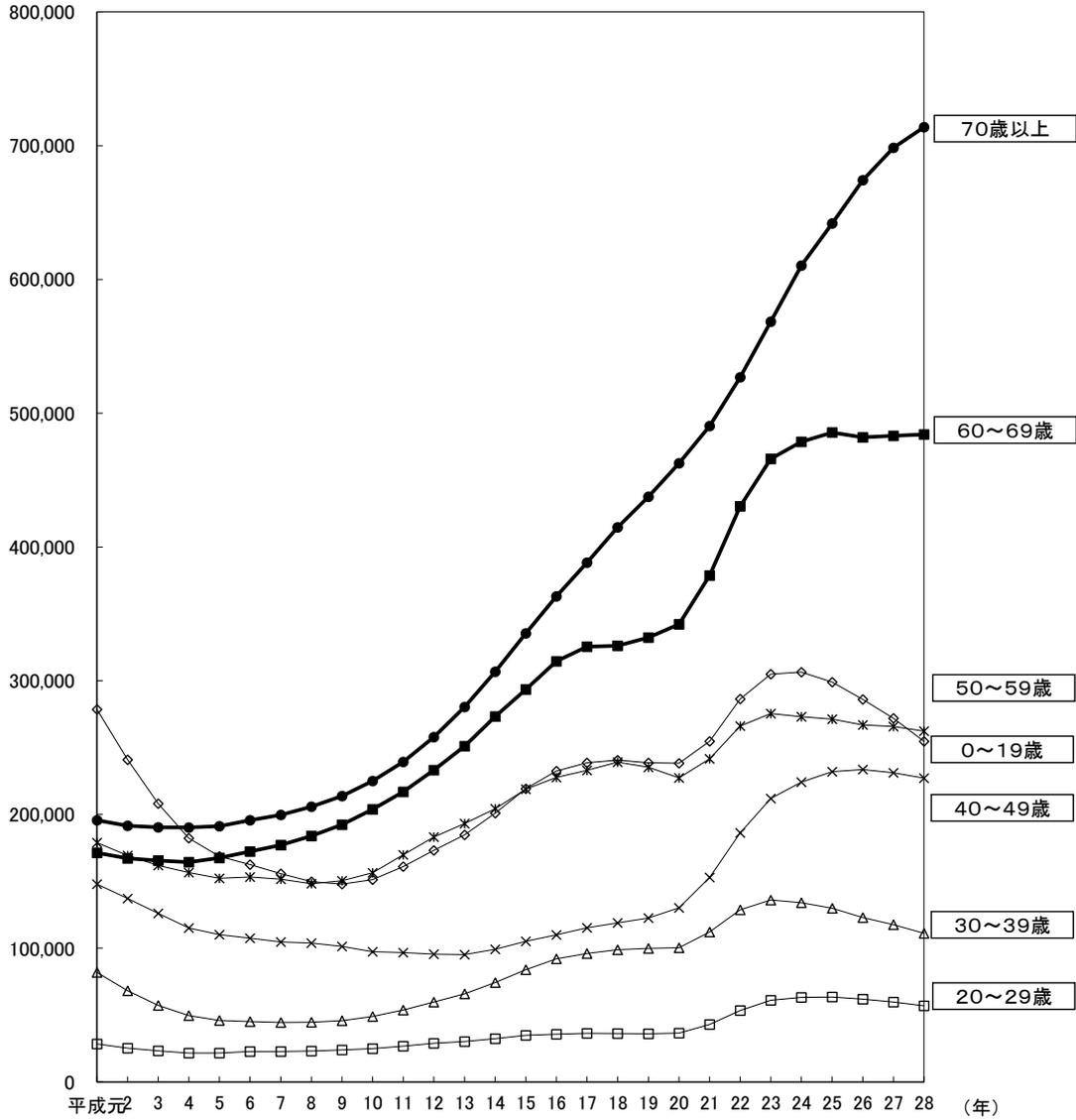
2)平成17年4月より世帯類型の定義を一部変更

「高齢者世帯」：男女とも65歳以上(平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上)の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
 「母子世帯」：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満(平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満)の女子と18歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成されている世帯

資料：被保護者調査[月次調査、平成30年5月分は速報値(平成23年度以前は福祉行政報告例)]

(人)

年齢階層別被保護人員の年次推移



	0~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	計
平成元年	278,569	28,398	82,053	148,034	179,030	171,274	195,767	1,083,125
2年	240,981	25,327	68,332	137,277	169,360	167,286	191,527	1,000,090
3年	208,204	23,369	57,268	126,140	161,980	165,536	190,474	932,971
4年	182,269	21,644	49,743	115,215	156,591	164,362	190,319	880,143
5年	168,649	21,700	46,129	110,187	152,299	167,515	191,301	857,780
6年	162,606	22,771	45,189	107,485	153,336	172,391	195,785	859,563
7年	155,699	22,916	44,549	104,769	151,706	177,100	199,654	856,393
8年	149,768	23,202	44,653	103,955	148,244	183,908	205,801	859,531
9年	147,954	24,001	45,846	101,374	150,386	192,356	213,735	875,652
10年	151,323	24,936	49,107	97,449	156,507	203,833	225,063	908,218
11年	161,083	26,861	53,834	96,756	169,792	216,920	239,333	964,579
12年	173,170	28,922	59,808	95,657	183,166	233,208	257,839	1,031,770
13年	184,847	30,336	65,997	95,274	193,259	251,062	280,398	1,101,173
14年	200,960	32,505	74,321	99,207	204,256	273,213	306,689	1,191,151
15年	219,265	34,888	84,072	105,139	218,846	293,555	335,447	1,291,212
16年	232,470	35,848	92,139	110,077	227,726	314,502	363,164	1,375,926
17年	238,573	36,396	96,122	115,378	232,937	325,563	388,258	1,433,227
18年	240,573	36,289	98,843	119,054	239,172	326,175	414,631	1,474,737
19年	238,728	36,125	99,962	122,605	235,409	332,255	437,576	1,502,660
20年	238,308	36,646	100,431	130,228	227,426	342,318	462,536	1,537,893
21年	254,767	43,064	112,174	153,005	241,623	378,662	490,356	1,673,651
22年	286,456	53,557	128,834	186,307	266,145	430,494	526,932	1,878,725
23年	304,879	61,113	136,095	212,031	275,475	465,950	568,546	2,024,089
24年	306,474	63,259	134,122	224,246	273,191	478,678	610,465	2,090,435
25年	299,003	63,549	129,966	232,067	271,263	485,540	641,869	2,123,257
26年	286,048	61,929	122,962	233,597	266,976	481,932	674,158	2,127,602
27年	271,896	59,865	117,581	231,119	265,846	483,072	698,462	2,127,841
28年	254,645	56,924	111,249	227,150	262,413	484,139	713,820	2,110,340
構成割合(%)	12.1%	2.7%	5.3%	10.8%	12.4%	22.9%	33.8%	100.0%

資料：被保護者調査（年次調査（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）各年7月31日現在（平成22年以前は7月1日現在））

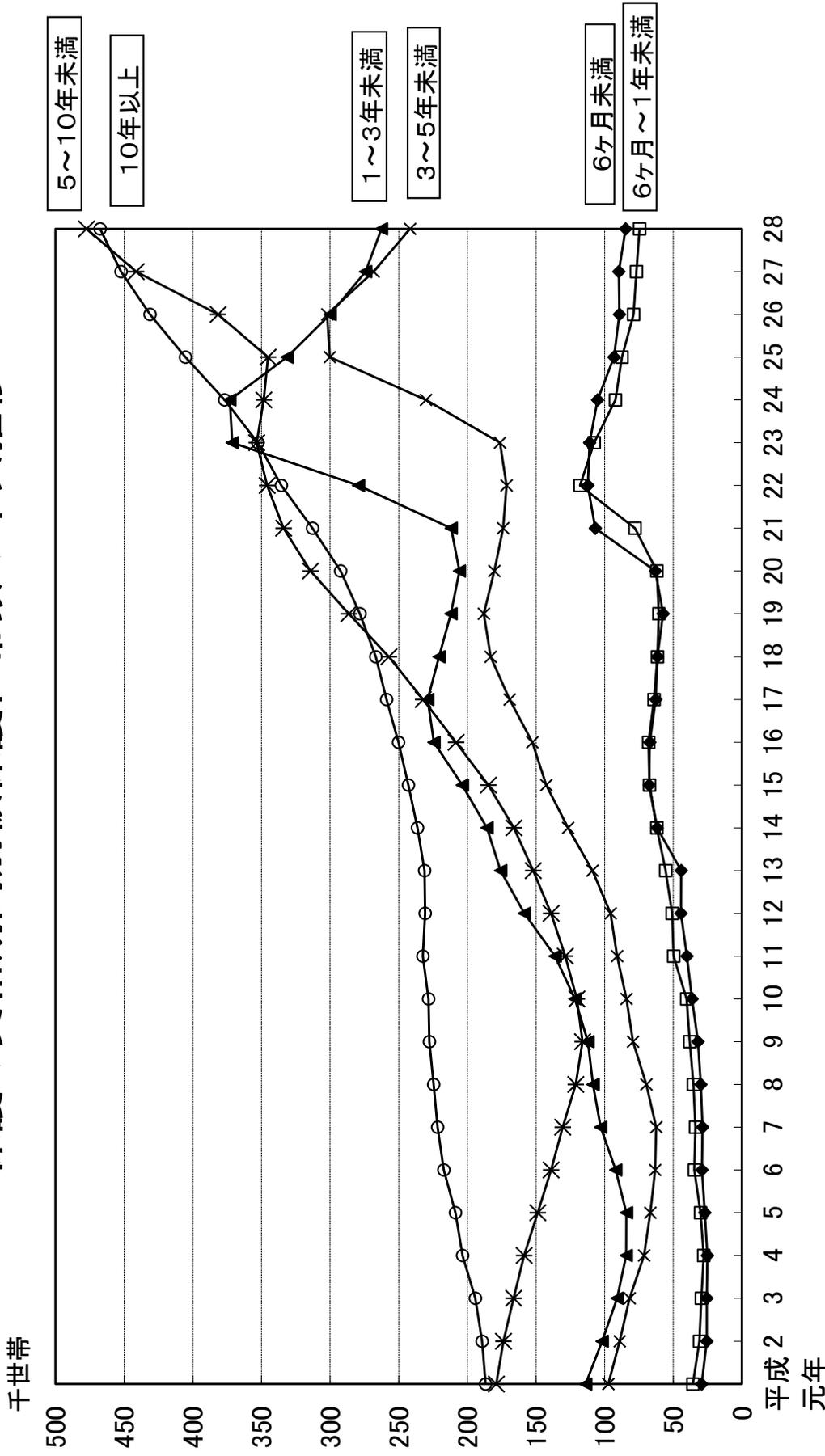
被保護世帯と一般世帯の世帯人員別世帯数の年次推移

		総数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上	平均世帯人員			
被保護世帯	実数	年	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	人		
		昭和35	575,063	202,089	84,149	74,986	74,183	61,332	78,324	3.00		
		40	608,630	237,078	115,896	84,957	73,123	50,038	47,538	2.60		
		45	629,155	314,561	131,010	74,624	54,588	30,854	23,518	2.11		
		50	680,647	379,936	141,176	69,715	47,475	24,298	18,047	1.91		
		55	721,673	401,701	146,670	80,501	52,078	23,764	16,959	1.91		
		60	764,628	438,500	154,425	87,695	50,438	20,490	13,080	1.83		
		平成2	614,626	397,793	118,693	54,487	27,171	10,288	6,194	1.63		
		7	585,682	420,779	101,471	36,633	17,083	6,189	3,527	1.46		
		12	724,561	532,875	121,754	40,828	18,741	6,709	3,654	1.42		
		13	774,650	570,232	130,203	43,561	19,824	6,965	3,865	1.42		
		14	837,099	615,217	141,355	47,332	21,604	7,464	4,127	1.42		
		15	906,184	664,683	153,870	51,806	23,302	8,045	4,478	1.42		
		16	967,437	710,145	164,525	55,231	24,398	8,475	4,663	1.42		
		17	1,012,855	746,593	171,228	57,015	24,681	8,650	4,688	1.42		
		18	1,049,733	778,539	175,549	57,974	24,623	8,517	4,531	1.40		
		19	1,078,668	805,869	178,372	57,706	23,976	8,317	4,428	1.39		
		20	1,113,283	838,647	180,668	57,708	23,651	8,246	4,363	1.38		
		21	1,215,214	919,191	194,665	62,072	25,413	8,989	4,884	1.38		
		22	1,361,149	1,029,052	217,082	69,979	28,912	10,393	5,731	1.38		
		23	1,469,290	1,112,382	234,096	74,886	30,763	10,974	6,189	1.38		
		24	1,526,015	1,160,365	241,978	75,835	30,620	11,001	6,216	1.37		
		25	1,562,754	1,196,657	244,968	74,727	29,604	10,565	6,233	1.36		
		26	1,583,211	1,223,676	243,882	71,916	27,885	9,913	5,939	1.34		
		27	1,602,551	1,252,173	240,828	68,389	26,136	9,441	5,584	1.33		
		28	1,609,004	1,271,303	235,144	64,214	24,296	8,786	5,261	1.31		
		世帯	構成割合	年	%	%	%	%	%	%	%	人
				昭和35	100.0	35.1	14.6	13.0	12.9	10.7	13.6	.
40	100.0			39.0	19.0	14.0	12.0	8.2	7.8	.		
45	100.0			50.0	20.8	11.9	8.7	4.9	3.7	.		
50	100.0			55.8	20.7	10.2	7.0	3.6	2.7	.		
55	100.0			55.7	20.3	11.2	7.2	3.3	2.3	.		
60	100.0			57.3	20.2	11.5	6.6	2.7	1.7	.		
平成2	100.0			64.7	19.3	8.9	4.4	1.7	1.0	.		
7	100.0			71.8	17.3	6.3	2.9	1.1	0.6	.		
12	100.0			73.5	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	.		
13	100.0			73.6	16.8	5.6	2.6	0.9	0.5	.		
14	100.0			73.5	16.9	5.7	2.6	0.9	0.5	.		
15	100.0			73.3	17.0	5.7	2.6	0.9	0.5	.		
16	100.0			73.4	17.0	5.7	2.5	0.9	0.5	.		
17	100.0			73.7	16.9	5.6	2.4	0.9	0.5	.		
18	100.0			74.2	16.7	5.5	2.3	0.8	0.4	.		
19	100.0			74.7	16.5	5.3	2.2	0.8	0.4	.		
20	100.0			75.3	16.2	5.2	2.1	0.7	0.4	.		
21	100.0			75.6	16.0	5.1	2.1	0.7	0.4	.		
22	100.0			75.6	15.9	5.1	2.1	0.8	0.4	.		
23	100.0			75.7	15.9	5.1	2.1	0.7	0.4	.		
24	100.0			76.0	15.9	5.0	2.0	0.7	0.4	.		
25	100.0			76.6	15.7	4.8	1.9	0.7	0.4	.		
26	100.0			77.3	15.4	4.5	1.8	0.6	0.4	.		
27	100.0			78.1	15.0	4.3	1.6	0.6	0.3	.		
28	100.0			79.0	14.6	4.0	1.5	0.5	0.3	.		
全世帯	実数			年	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	千世帯	人
				昭和35	22,476	3,894	2,309	2,991	3,667	3,492	6,122	4.13
		40	25,940	4,627	3,208	4,076	5,159	3,941	4,929	3.75		
		45	29,887	5,542	4,318	5,180	7,004	3,947	3,897	3.45		
		50	32,877	5,991	5,078	5,982	8,175	4,205	3,446	3.35		
		55	35,338	6,402	5,983	6,274	9,132	4,280	3,268	3.28		
		60	37,226	6,850	6,895	6,569	9,373	4,522	3,017	3.22		
		平成2	40,273	8,446	8,542	7,334	8,834	4,228	2,889	3.05		
		7	40,770	9,213	9,600	7,576	7,994	3,777	2,611	2.91		
		12	45,545	10,988	11,968	8,767	8,211	3,266	2,345	2.76		
		13	45,664	11,017	12,106	8,782	8,068	3,327	2,363	2.75		
		14	46,005	10,800	12,651	9,099	8,027	3,165	2,261	2.74		
		15	45,800	10,673	12,428	8,953	8,345	3,074	2,327	2.76		
		16	46,323	10,817	12,966	9,034	8,261	3,139	2,107	2.72		
		17	47,043	11,580	13,260	9,265	7,499	3,250	2,189	2.68		
		18	47,531	12,043	13,311	9,288	7,740	3,124	2,024	2.65		
		19	48,023	11,983	13,764	9,903	7,549	3,038	1,787	2.63		
		20	47,957	11,928	13,920	9,673	7,582	3,015	1,838	2.63		
		21	48,013	11,955	13,986	9,653	7,598	3,104	1,716	2.62		
		22	48,638	12,386	14,237	10,016	7,476	2,907	1,616	2.59		
		23	46,684	11,787	13,959	9,292	7,422	2,680	1,544	2.58		
		24	48,170	12,160	14,502	9,610	7,580	2,828	1,490	2.57		
		25	50,112	13,285	15,406	10,057	7,301	2,699	1,364	2.51		
		26	50,431	13,662	15,604	9,911	7,275	2,656	1,323	2.49		
		27	50,361	13,517	15,765	9,927	7,242	2,617	1,294	2.49		
		28	49,945	13,434	15,723	10,110	6,953	2,545	1,178	2.47		
		世帯	構成割合	年	%	%	%	%	%	%	%	人
				昭和35	100.0	17.3	10.3	13.3	16.3	15.5	27.2	.
40	100.0			17.8	12.4	15.7	19.9	15.2	19.0	.		
45	100.0			18.5	14.4	17.3	23.4	13.2	13.0	.		
50	100.0			18.2	15.4	18.2	24.9	12.8	10.5	.		
55	100.0			18.1	16.9	17.8	25.8	12.1	9.2	.		
60	100.0			18.4	18.5	17.6	25.2	12.1	8.1	.		
平成2	100.0			21.0	21.2	18.2	21.9	10.5	7.2	.		
7	100.0			22.6	23.5	18.6	19.6	9.3	6.4	.		
12	100.0			24.1	26.3	19.2	18.0	7.2	5.1	.		
13	100.0			24.1	26.5	19.2	17.7	7.3	5.2	.		
14	100.0			23.5	27.5	19.8	17.4	6.9	4.9	.		
15	100.0			23.3	27.1	19.5	18.2	6.7	5.1	.		
16	100.0			23.4	28.0	19.5	17.8	6.8	4.5	.		
17	100.0			24.6	28.2	19.7	15.9	6.9	4.7	.		
18	100.0			25.3	28.0	19.5	16.3	6.6	4.3	.		
19	100.0			25.0	28.7	20.6	15.7	6.3	3.7	.		
20	100.0			24.9	29.0	20.2	15.8	6.3	3.8	.		
21	100.0			24.9	29.1	20.1	15.8	6.5	3.6	.		
22	100.0			25.5	29.3	20.6	15.4	6.0	3.3	.		
23	100.0			25.2	29.9	19.9	15.9	5.7	3.3	.		
24	100.0			25.2	30.1	20.0	15.7	5.9	3.1	.		
25	100.0			26.5	30.7	20.1	14.6	5.4	2.7	.		
26	100.0			27.1	30.9	19.7	14.4	5.3	2.6	.		
27	100.0			26.8	31.3	19.7	14.4	5.2	2.6	.		
28	100.0			26.9	31.5	20.2	13.9	5.1	2.4	.		

資料：被保護者調査（年次調査（平成23年以前は被保護者全国一斉調査）各年7月31日現在（平成22年以前は7月1日現在））、国民生活基礎調査（昭和60年以前は厚生行政基礎調査）

注 平成7年の全世帯の実数は兵庫県を除いたものである。

保護の受給期間別被保護世帯数の年次推移



資料：被保護者調査(年次調査(平成23年以前は被保護者全国一斉調査)各年7月31日現在(平成22年以前は7月1日現在))

世帯の労働力類型別被保護世帯数の年次推移

	実数										構成割合			
	総数	稼働世帯					非稼働世帯					稼働世帯	非稼働世帯	総数
		総数	世帯主が働いている世帯	常用	日雇	内職	その他	世帯主は働いていないが世帯員が働いている世帯	働いていない世帯	%	%			
平成7年度	世帯 600,980	世帯 81,604	世帯 63,705	世帯 37,546	世帯 8,788	世帯 7,076	世帯 10,294	世帯 17,899	世帯 519,376	100.0	13.6	86.4		
8	612,180	79,466	62,515	37,215	8,547	6,714	10,039	16,951	532,714	100.0	13.0	87.0		
9	630,577	79,711	62,987	38,058	8,529	6,599	9,802	16,724	550,865	100.0	12.6	87.4		
10	662,094	80,745	63,838	39,027	8,596	6,403	9,812	16,907	581,348	100.0	12.2	87.8		
11	703,072	84,076	66,508	41,592	8,713	6,341	9,863	17,568	618,996	100.0	12.0	88.0		
12	750,181	89,660	71,151	45,552	9,318	6,360	9,921	18,509	660,522	100.0	12.0	88.0		
13	803,993	95,295	75,726	49,397	9,910	6,339	10,079	19,569	708,698	100.0	11.9	88.1		
14	869,637	103,711	82,746	54,504	11,057	6,364	10,820	20,965	765,926	100.0	11.9	88.1		
15	939,733	113,967	91,082	60,651	12,443	6,456	11,532	22,885	825,766	100.0	12.1	87.9		
16	997,149	123,531	99,141	66,559	14,028	6,480	12,074	24,390	873,618	100.0	12.4	87.6		
17	1,039,570	130,544	105,505	71,493	15,302	6,526	12,184	25,039	909,026	100.0	12.6	87.4		
18	1,073,650	136,000	110,687	76,315	15,725	6,617	12,029	25,313	937,650	100.0	12.7	87.3		
19	1,102,945	141,682	115,738	80,644	16,233	6,781	12,080	25,944	961,262	100.0	12.8	87.2		
20	1,145,913	148,463	121,294	85,029	16,932	6,913	12,420	27,169	997,450	100.0	13.0	87.0		
21	1,270,588	164,283	133,906	93,578	19,538	7,116	13,674	30,377	1,106,305	100.0	12.9	87.1		
22	1,405,281	186,748	152,427	106,684	22,996	7,553	15,194	34,321	1,218,533	100.0	13.3	86.7		
23	1,492,396	203,916	167,279	118,498	24,037	7,720	17,025	36,636	1,288,480	100.0	13.7	86.3		
24	1,551,707	224,933	185,869	132,651	26,456	8,214	18,548	39,064	1,326,773	100.0	14.5	85.5		
25	1,583,919	242,145	201,662	145,777	28,112	8,656	19,117	40,483	1,341,775	100.0	15.3	84.7		
26	1,604,083	252,878	211,952	154,526	28,640	9,165	19,621	40,926	1,351,205	100.0	15.8	84.2		
27	1,621,356	259,104	218,529	160,503	28,459	9,661	19,906	40,575	1,362,252	100.0	16.0	84.0		
28	1,628,465	261,137	221,450	165,068	27,236	9,271	19,875	39,687	1,367,328	100.0	16.0	84.0		
平成30年5月 (速報値)	1,629,970	255,192	217,853	164,202	24,132	9,592	19,927	37,339	1,374,778	100.0	15.7	84.3		

資料：被保護者調査〔月次調査、平成30年5月は速報値（平成23年以前は福祉行政報告例）〕

（注）保護停止中の世帯を除く。

世帯類型・稼働状況別被保護世帯数の年次推移

	総数		高齢者世帯		母子世帯		傷病者・障害者世帯		その他の世帯									
	世帯	稼働	世帯	稼働	世帯	稼働	世帯	稼働	世帯	稼働								
	総数	%	総数	%	総数	%	総数	%	総数	%								
平成7年度	600,980	100.0	519,376	86.4	254,292	41.8	52,373	8.7	252,688	42.1	41,627	6.9	230,648	38.4	19,417	3.2	22,210	3.7
8	612,180	100.0	532,714	87.0	264,826	43.3	51,671	8.4	254,449	41.6	41,434	6.8	232,993	38.0	18,633	3.0	22,801	3.7
9	630,577	100.0	550,865	87.4	277,409	44.0	52,206	8.3	258,558	41.0	42,404	6.7	237,119	37.6	18,529	2.9	23,875	3.8
10	662,094	100.0	581,348	87.8	294,680	44.5	54,503	8.2	267,582	40.4	45,329	6.8	245,728	37.1	18,648	2.8	26,680	4.0
11	703,072	100.0	618,996	88.0	315,933	44.9	58,435	8.3	278,520	39.6	50,184	7.4	256,250	36.4	19,693	2.8	30,492	4.3
12	750,181	100.0	660,522	88.0	341,196	45.5	63,126	8.0	290,620	38.7	55,240	7.9	267,043	35.7	21,407	3.0	33,832	4.5
13	803,993	100.0	708,698	88.1	370,049	46.1	68,460	8.1	303,554	39.9	61,930	8.2	278,858	34.5	23,082	2.9	38,847	4.8
14	869,637	100.0	765,926	88.1	402,835	46.3	75,097	8.6	319,302	36.6	72,403	8.3	293,070	33.7	25,825	3.0	46,578	5.3
15	939,733	100.0	825,766	87.9	435,804	46.3	82,216	8.9	336,772	37.4	84,941	9.6	309,329	32.9	29,979	3.2	54,962	5.8
16	997,149	100.0	873,618	87.6	465,680	46.6	87,478	9.1	349,844	35.6	94,148	10.1	320,785	32.1	34,015	3.4	60,132	6.0
17	1,039,570	100.0	909,026	87.5	451,962	43.5	90,531	9.2	349,818	33.6	107,259	10.3	358,348	34.5	40,035	3.8	67,223	6.5
18	1,073,650	100.0	937,650	87.4	473,838	44.1	92,609	9.4	397,357	36.1	109,847	10.2	364,708	33.9	43,121	4.0	66,726	6.2
19	1,102,945	100.0	961,262	87.1	497,665	45.1	92,910	9.5	401,087	36.3	111,282	10.1	366,910	33.3	45,961	4.1	65,321	5.9
20	1,145,913	100.0	997,450	87.2	523,840	45.7	93,408	8.2	407,095	35.6	121,570	10.6	370,983	32.4	49,716	4.3	71,853	6.2
21	1,270,588	100.0	1,106,305	86.7	603,540	47.5	99,592	8.2	435,956	34.3	171,978	13.5	396,953	30.4	60,567	4.8	111,411	8.7
22	1,405,281	100.0	1,218,533	86.7	636,469	45.3	108,794	7.8	465,540	33.1	227,407	16.2	443,158	31.5	75,781	5.4	151,626	10.8
23	1,492,396	100.0	1,288,480	86.3	677,577	45.4	113,323	8.3	488,864	32.7	253,740	16.9	423,840	28.4	88,138	5.9	165,602	11.1
24	1,551,707	100.0	1,326,773	85.5	719,625	46.4	114,122	7.3	475,106	31.1	284,902	18.3	424,627	27.3	98,408	6.3	186,494	11.9
25	1,583,919	100.0	1,341,775	84.8	761,179	48.1	111,520	7.0	464,720	31.4	288,055	18.2	409,979	27.8	106,449	6.7	181,606	11.4
26	1,604,083	100.0	1,351,205	84.3	799,095	49.8	108,333	6.7	453,959	31.4	280,612	17.5	395,282	24.6	109,429	6.8	171,184	10.7
27	1,621,356	100.0	1,362,252	84.0	802,811	49.5	104,343	6.4	442,369	31.1	271,833	16.7	380,793	23.5	109,632	6.7	162,201	9.9
28	1,628,465	100.0	1,367,328	84.0	837,029	51.5	98,884	6.0	448,859	32.5	262,975	16.1	366,061	22.5	108,418	6.6	154,557	9.5
平成30年5月 (速報値)	1,629,970	100.0	1,374,778	84.3	880,195	54.1	87,314	5.3	412,339	28.4	250,122	15.3	346,946	21.3	104,799	6.4	145,323	8.9
平成7年度	100.0	13.6	36.4	100.0	4.5	95.5	100.0	54.9	45.1	100.0	8.7	91.3	100.0	46.6	53.4	100.0	48.6	53.4
8	100.0	13.0	37.0	100.0	4.3	95.7	100.0	54.2	45.8	100.0	8.4	91.6	100.0	45.0	55.0	100.0	45.0	55.0
9	100.0	12.6	37.4	100.0	4.2	95.8	100.0	53.7	46.3	100.0	8.3	91.7	100.0	43.7	56.3	100.0	43.7	56.3
10	100.0	12.2	37.8	100.0	4.1	95.9	100.0	51.6	46.4	100.0	8.2	91.8	100.0	41.1	58.9	100.0	41.1	58.9
11	100.0	12.0	38.0	100.0	4.1	95.9	100.0	50.2	49.8	100.0	8.0	92.0	100.0	39.2	60.8	100.0	39.2	60.8
12	100.0	12.0	38.0	100.0	3.9	96.1	100.0	49.5	50.5	100.0	8.1	91.9	100.0	38.8	61.2	100.0	38.8	61.2
13	100.0	11.9	38.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.7	51.3	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7	100.0	37.3	62.7
14	100.0	11.9	38.1	100.0	3.8	96.2	100.0	48.2	51.8	100.0	8.2	91.8	100.0	35.7	64.3	100.0	35.7	64.3
15	100.0	12.1	37.9	100.0	3.9	96.1	100.0	48.2	51.8	100.0	8.1	91.9	100.0	35.3	64.7	100.0	35.3	64.7
16	100.0	12.4	37.6	100.0	3.9	96.1	100.0	48.4	51.6	100.0	8.3	91.7	100.0	36.1	63.9	100.0	36.1	63.9
17	100.0	12.6	37.4	100.0	3.3	96.7	100.0	48.6	51.4	100.0	8.1	91.9	100.0	37.3	62.7	100.0	37.3	62.7
18	100.0	12.7	37.3	100.0	3.3	96.7	100.0	48.3	51.7	100.0	8.2	91.8	100.0	39.3	60.7	100.0	39.3	60.7
19	100.0	12.8	37.2	100.0	3.4	96.6	100.0	48.3	51.7	100.0	8.5	91.5	100.0	41.3	58.7	100.0	41.3	58.7
20	100.0	13.0	37.0	100.0	3.5	96.5	100.0	47.6	52.4	100.0	8.9	91.1	100.0	40.9	59.1	100.0	40.9	59.1
21	100.0	12.9	37.1	100.0	3.6	96.4	100.0	44.8	55.2	100.0	8.9	91.1	100.0	35.2	64.8	100.0	35.2	64.8
22	100.0	13.3	36.7	100.0	3.6	96.4	100.0	43.1	56.9	100.0	9.1	90.9	100.0	33.3	66.7	100.0	33.3	66.7
23	100.0	13.7	36.3	100.0	3.5	96.5	100.0	42.8	57.2	100.0	9.2	90.8	100.0	34.7	65.3	100.0	34.7	65.3
24	100.0	14.5	35.5	100.0	3.6	96.4	100.0	45.0	55.0	100.0	10.6	89.4	100.0	34.5	65.5	100.0	34.5	65.5
25	100.0	15.3	34.7	100.0	3.9	96.1	100.0	47.3	52.7	100.0	11.8	88.2	100.0	37.0	63.0	100.0	37.0	63.0
26	100.0	15.8	34.2	100.0	4.2	95.8	100.0	48.6	51.4	100.0	12.9	87.1	100.0	39.0	61.0	100.0	39.0	61.0
27	100.0	16.0	34.0	100.0	4.5	95.5	100.0	49.8	50.2	100.0	13.9	86.1	100.0	40.3	59.7	100.0	40.3	59.7
28	100.0	16.0	34.0	100.0	4.7	95.3	100.0	50.6	49.4	100.0	14.8	85.2	100.0	41.2	58.8	100.0	41.2	58.8
平成30年5月 (速報値)	100.0	15.7	34.3	100.0	4.7	95.3	100.0	50.2	49.8	100.0	15.9	84.1	100.0	41.9	58.1	100.0	41.9	58.1

資料：被保護者調査(月次調査、平成30年5月は速報値(平成23年度以前は福祉行政報告例))
注)保護停止中の世帯を除く。また、各年度の数値は、年度平均を四捨五入してあるので、内訳の合計が総数と合わない場合がある。

都道府県・指定都市・中核市、稼働状況、世帯類型別被保護世帯の構成割合

平成28年度

	稼働状況別構成割合		世帯類型別構成割合			
	稼働	非稼働	高齢	母子	傷病・障害	その他
	%	%	%	%	%	%
全 国	16.0	84.0	51.4	6.1	26.4	16.1
北海道	14.9	85.1	53.1	7.3	27.6	12.0
青森県	9.5	90.5	59.5	2.9	25.5	12.1
岩手県	18.3	81.7	53.5	3.0	28.0	15.5
宮城県	13.4	86.6	52.6	5.0	24.9	17.5
秋田県	14.9	85.1	56.6	3.5	22.2	17.7
山形県	16.6	83.4	51.2	3.2	29.5	16.1
福島県	16.1	83.9	52.5	3.3	27.8	16.4
茨城県	12.0	88.0	53.8	3.8	26.4	16.0
栃木県	13.4	86.6	52.7	3.9	29.4	14.1
群馬県	10.8	89.2	56.4	3.2	27.7	12.7
埼玉県	16.4	83.6	50.3	6.0	26.1	17.5
千葉県	14.9	85.1	52.3	5.3	30.3	12.1
東京都	17.7	82.3	51.8	5.0	26.3	17.0
神奈川県	16.6	83.4	51.1	6.3	26.7	15.9
新潟県	18.0	82.0	46.9	4.0	28.5	20.6
富山県	12.0	88.0	62.6	1.8	22.9	12.6
石川県	11.9	88.1	61.5	1.6	27.0	9.9
福井県	15.7	84.3	57.0	2.9	23.9	16.2
山梨県	15.5	84.5	56.4	3.4	24.7	15.6
長野県	17.9	82.1	51.4	3.6	31.6	13.4
岐阜県	15.1	84.9	57.5	3.1	28.6	12.8
静岡県	14.9	85.1	56.6	4.4	25.0	14.0
愛知県	17.3	82.7	50.9	5.4	27.4	16.3
三重県	14.2	85.8	53.8	5.6	28.7	12.0
滋賀県	20.4	79.6	45.1	8.2	32.8	13.8
京都府	21.3	78.7	47.5	9.9	26.6	15.9
大阪府	16.8	83.2	51.8	9.0	26.7	12.4
兵庫県	16.5	83.5	50.4	6.5	28.3	14.8
奈良県	13.1	86.9	55.3	6.8	27.5	10.3
和歌山県	11.8	88.2	61.1	3.2	25.7	10.1
鳥取県	19.4	80.6	46.7	5.4	29.2	18.8
島根県	21.0	79.0	46.5	5.4	28.0	20.1
岡山県	18.7	81.3	53.1	3.8	27.6	15.5
広島県	17.7	82.3	49.6	6.2	27.9	16.4
山口県	15.8	84.2	55.7	3.9	25.3	15.1
徳島県	12.7	87.3	54.4	4.4	31.3	9.9
香川県	15.3	84.7	52.1	4.3	30.9	12.7
愛媛県	11.8	88.2	55.5	3.0	26.3	15.1
高知県	12.7	87.3	60.8	2.9	20.9	15.4
福岡県	13.9	86.1	53.0	7.0	23.5	16.5
佐賀県	13.5	86.5	54.7	3.1	31.7	10.5
長門県	16.5	83.5	51.4	5.1	29.0	14.4
熊本県	13.2	86.8	54.4	3.4	23.1	19.1
大分県	15.7	84.3	60.0	3.0	22.4	14.6
宮崎県	11.1	88.9	54.9	3.7	26.1	15.4
鹿児島県	13.2	86.8	53.4	4.2	28.2	14.2
沖縄県	11.9	88.1	50.5	5.2	31.8	12.5
札幌市	20.4	79.6	45.8	9.9	27.6	16.7
仙台市	18.2	81.8	43.4	7.6	27.1	21.9
さいたま市	20.0	80.0	45.9	6.2	23.6	24.4
千葉市	12.6	87.4	48.9	5.0	17.4	28.7
横濱市	19.9	80.1	50.0	7.2	24.0	18.8
川崎市	19.0	81.0	48.8	7.0	24.6	19.6
相模原市	18.7	81.3	42.2	9.5	22.9	25.4
新潟市	15.5	84.5	45.6	5.7	22.7	26.0
静岡市	16.6	83.4	51.8	5.8	25.5	16.8
浜松市	17.1	82.9	42.7	5.6	25.5	26.2
名古屋市	14.8	85.2	49.9	5.4	25.5	19.2
京都市	20.3	79.7	49.0	9.6	23.8	17.6
大阪市	14.1	85.9	56.3	5.5	24.0	14.2
堺市	16.6	83.4	52.8	7.8	28.2	11.2
神戸市	19.6	80.4	49.5	8.2	24.8	17.5
岡山市	16.6	83.4	45.5	7.7	25.2	21.7
広島市	18.1	81.9	43.6	8.4	30.0	18.1
北九州市	12.7	87.3	58.5	4.5	19.3	17.7
福岡市	14.6	85.4	47.3	6.4	27.8	18.5
熊本市	13.7	86.3	48.6	5.5	31.7	14.2
旭川市	17.8	82.2	53.0	7.7	25.8	13.5
函館市	15.3	84.7	51.9	7.3	25.0	15.8
青森市	10.9	89.1	52.1	3.9	25.4	18.6
八戸市	10.3	89.7	51.4	4.8	28.9	14.9
盛岡市	18.1	81.9	46.3	6.7	27.4	19.7
秋田市	13.0	87.0	53.9	4.3	24.1	17.7
郡山市	13.0	87.0	48.8	4.0	28.3	18.9
いわき市	10.7	89.3	51.7	4.7	30.5	13.1
宇都宮市	12.0	88.0	44.7	5.9	30.7	18.7
前橋市	12.9	87.1	53.8	4.3	25.2	16.7
高崎市	12.0	88.0	56.5	4.1	22.3	17.2
川越市	17.5	82.5	47.6	7.1	26.1	19.2
越谷市	16.2	83.8	48.4	7.1	27.0	17.4
船橋市	15.1	84.9	50.8	6.0	23.1	20.2
柏市	18.6	81.4	49.4	6.3	30.2	14.1
八王子市	17.0	83.0	47.1	6.8	26.7	19.4
横須賀市	12.3	87.7	54.4	5.8	31.5	8.3
富山県	11.2	88.8	56.4	2.1	27.8	13.7
金沢市	10.9	89.1	54.6	3.3	30.1	12.0
長野市	17.1	82.9	48.5	4.3	30.7	16.5
岐阜市	11.7	88.3	59.6	3.8	27.7	8.9
豊橋市	17.5	82.5	54.8	3.9	22.8	18.5
豊田市	14.1	85.9	41.6	8.4	33.7	16.2
岡崎市	22.1	77.9	45.6	4.7	28.9	20.8
大津市	18.6	81.4	46.7	8.2	27.3	17.8
高槻市	17.7	82.3	43.6	9.9	31.9	14.5
東大阪市	18.6	81.4	49.9	9.3	25.8	15.0
豊中市	17.1	82.9	54.2	8.0	23.8	13.9
枚方市	17.3	82.7	47.5	8.1	30.4	14.0
姫路市	14.2	85.8	53.9	4.7	27.0	14.5
西宮市	13.7	86.3	46.1	8.6	28.5	16.8
尼崎市	13.0	87.0	51.9	6.7	31.1	10.3
奈良市	15.9	84.1	46.1	9.9	28.0	15.9
和歌山市	11.0	89.0	61.6	4.3	21.6	12.5
倉敷市	17.6	82.4	50.1	7.5	25.6	16.7
福山市	15.5	84.5	50.3	6.5	32.2	11.0
呉市	12.2	87.8	53.6	4.6	27.7	14.2
下関市	13.5	86.5	55.9	4.9	23.7	15.6
高松市	13.7	86.3	49.4	6.3	23.8	20.5
松山市	10.3	89.7	51.6	4.8	32.7	11.0
高知市	15.7	84.3	51.5	6.4	25.8	16.3
久米市	15.5	84.5	46.8	5.5	33.6	14.1
長崎県	16.3	83.7	42.8	7.2	30.9	19.1
佐世保市	14.5	85.5	54.6	5.4	21.2	18.8
大分市	16.0	84.0	53.1	4.4	24.9	17.7
宮崎県	17.5	82.5	50.7	5.1	26.1	18.1
鹿児島市	16.8	83.2	46.2	6.5	25.5	21.9
那覇市	11.6	88.4	50.1	4.8	33.6	11.5

資料：平成28年度被保護者調査（月次調査）
注1）都道府県の数値は指定都市、中核市分を除いたものである。
注2）保護停止中の世帯を除く。

保護の種類別扶助人員の年次推移

	生活扶助人員		住宅扶助人員		教育扶助人員		医療扶助人員		介護扶助人員	
	人数	指数 (平成7年度 =100)	人数	指数 (平成7年度 =100)	人数	指数 (平成7年度 =100)	人数	指数 (平成7年度 =100)	人数	指数 (平成7年度 =100)
平成7年度	760,162	100.0	639,129	100.0	88,176	100.0	679,826	100.0	人	...
8	766,232	100.8	648,591	101.5	84,973	96.4	695,075	102.2
9	783,840	103.1	668,756	104.6	84,006	95.3	715,662	105.3
10	821,931	108.1	707,094	110.6	86,254	97.8	753,366	110.8
11	877,080	115.4	763,315	119.4	91,042	103.3	803,855	118.2
12	943,025	124.1	824,129	128.9	96,944	109.9	864,231	127.1	66,832	100.0
13	1,014,524	133.5	891,223	139.4	104,590	118.6	928,527	136.6	84,463	126.4
14	1,105,499	145.4	975,486	152.6	114,213	129.5	1,002,886	147.5	105,964	158.6
15	1,201,836	158.1	1,069,135	167.3	124,270	140.9	1,082,648	159.3	127,164	190.3
16	1,273,502	167.5	1,143,310	178.9	132,019	149.7	1,154,521	169.8	147,239	220.3
17	1,320,413	173.7	1,194,020	186.8	135,734	153.9	1,207,814	177.7	164,093	245.5
18	1,354,242	178.2	1,233,105	192.9	137,129	155.5	1,226,233	180.4	172,214	257.7
19	1,379,945	181.5	1,262,158	197.5	135,503	153.7	1,248,145	183.6	184,258	275.7
20	1,422,217	187.1	1,304,858	204.2	134,734	152.8	1,281,838	188.6	195,576	292.6
21	1,586,013	208.6	1,459,768	228.4	144,339	163.7	1,406,456	206.9	209,735	313.8
22	1,767,315	232.5	1,634,773	255.8	155,450	176.3	1,553,662	228.5	228,235	341.5
23	1,871,659	246.2	1,741,888	272.5	159,372	180.7	1,657,093	243.8	248,100	371.2
24	1,928,241	253.7	1,811,575	283.4	159,038	180.4	1,716,158	252.4	269,793	403.7
25	1,941,036	255.3	1,835,940	287.3	154,014	174.7	1,745,615	256.8	290,174	434.2
26	1,946,954	256.1	1,843,587	288.5	148,462	168.4	1,763,405	259.4	310,359	464.4
27	1,927,267	253.5	1,842,105	288.2	142,067	161.1	1,775,997	261.2	329,999	493.8
28	1,907,334	250.9	1,830,131	286.3	134,135	152.1	1,769,543	260.3	348,064	520.8
平成30年5月 (速報値)	1,841,649	242.3	1,792,369	280.4	116,957	132.6	1,756,664	258.4	375,310	561.6

資料：被保護者調査〔平成30年5月は速報値（平成23年度以前は福祉行政報告例）〕

生活保護基準以下の低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合の推計について

- いわゆる捕捉率については、生活保護の申請がなされなければ、保有する資産や親族からの扶養の可否などの調査等が困難であるため、正確に把握することは困難。
- その上で、捕捉率とは異なるが、平成22年に、厚生労働省は、「生活保護基準以下の低所得者数に対する被保護世帯数の割合(被保護世帯割合)」について推計した資料を公表している。
- この時に用いた手法を踏襲し、全国消費実態調査(平成21、26年)、国民生活基礎調査(平成22、25、28年)それぞれのデータを基に被保護世帯割合を推計したところ、全体を通じて概ね横ばい、もしくは緩やかな上昇傾向がみられた。
- また、ベースとする統計によって、その割合に大きな差があり(※)、その評価は難しいと考えている。

※ 使用する統計調査により数字が異なるのは、統計調査により世帯当たりの年間収入や貯蓄額の分布が異なるためと考えられる(いわゆる「統計のクセ」)。

低所得者割合及び生活保護基準以下の低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合(被保護世帯割合)の年次推移

	全国消費実態調査 (生活扶助＋教育扶助等)			全国消費実態調査 (生活扶助＋住宅扶助＋教育扶助等)			国民生活基礎調査 (生活扶助＋教育扶助等)			
	平成16年	平成21年	平成26年	平成16年	平成21年	平成26年	平成19年	平成22年	平成25年	平成28年
低所得世帯割合	所得のみ	4.9%	5.3%	5.7%	7.5%	7.7%	12.4%	11.5%	12.7%	10.9%
	資産を考慮	0.3%	0.4%	0.5% (1.3%)	0.8%	1.0% (2.3%)	4.8%	3.9%	5.1%	4.2%
低所得世帯数に対する被保護世帯数の割合 (被保護世帯割合)	所得のみ	29.6%	31.5%	35.0%	24.5%	28.3%	15.3%	19.6%	19.7%	22.6%
	資産を考慮	87.4%	87.2%	87.0% (70.8%)	74.8%	75.5% (56.7%)	32.1%	41.8%	38.1%	43.3%

注1: 資産には、保有する住宅・土地等の不動産や、自動車、貴金属等の資産の評価は含まれない。また、親族からの扶養や、稼働能力の有無などが不明であるため、上記低所得世帯が保護の受給要件を満たしているか否かは判断できない。さらに、仮に保護の要件を満たしていても、生活保護は申請に基づいた制度であることから、被保護世帯割合が、申請の意思がありながら生活保護の受給から漏れている要保護世帯の割合を示すものではない。

注2: カッコ内の数値は、貯蓄なしの世帯を算定の対象に含めた場合である。これは、資産を考慮するにあたり、貯蓄額が不詳である世帯を除外して推計を行っているが、全国消費実態調査においては、平成26年は新たに「貯蓄なし」の世帯を明示的に捉えている一方、平成21年以前は「貯蓄なし」を把握しておらず、貯蓄額ゼロは概念上貯蓄額不詳に含まれていることから、貯蓄額がゼロである世帯も算定対象として含める場合の2通りの試算を行ったものである。

注3: 教育扶助等には、平成17年以降は高等学校等就学費が含まれている。